

パネルディスカッション

パネリスト

成 田 秀 樹

社会安全・警察学研究所 所員

京都産業大学法学部 教授

斎 藤 美由紀

広島県呉市立片山中学校 校長

阿 部 敏 子

神奈川県警察本部生活安全部少年育成課

少年相談・保護センター 所長

村 上 誠

松江市青少年支援センター 所長

コーディネーター

田 村 正 博

社会安全・警察学研究所 所長

京都産業大学法学部 客員教授

目 次

包括的青少年非行対策とその理論的基礎（成田）

- 1 はじめに
- 2 発達の犯罪学
- 3 発達段階における各社会制度（システム）
- 4 包括的青少年非行対策の具体的な内容
- 5 犯罪・非行の予防モデル
- 6 おわりに

学校組織で取り組む自己指導力の育成（斎藤）

- 1 今、学校が直面している課題
- 2 自己指導能力を育成するために
- 3 片山中学校の取組

子どもを守り、育てる 学校・児童相談所・警察の連携（阿部）

- 1 神奈川県の概要
- 2 少年相談・保護センターの紹介
- 3 スクールサポーターの紹介
- 4 非行防止、健全育成の考え方
- 5 予防・啓発活動

- 6 非行・問題行動への対応
- 7 多機関連携における留意点

困難を抱える若者への就労支援について（村上）

- 1 松江市青少年支援センター事業経緯
- 2 松江市青少年支援センターの取り組み

ディスカッション

高知家の子ども見守りプランについて
子ども・若者支援地域協議会のグッドプラクティス
就学前の子どもの親への教育
横浜における学校・児童相談所・警察の連携
厳しい学校の状況改善
学校現場から見た他機関連携
保護者の規範意識の向上
中学3年からの就労支援
「関わり続ける」「関わり切る」
行政の狭間にいる子ども・若者へのアプローチ方法
子どもの規範意識
包括的非行対策の「包括性」
東京都・北九州市の取組
最後に

田村：パネルディスカッションの最初は、パネリストの方々に、先ほどの高知県の発表そして内閣府の安田審議官の発表があったことを頭に置きつつも、それぞれの施策あるいは理論な面からの分析をお話していただきたいと存じます。最初に、当研究所員の成田から、包括的少年非行対策とその理論的基礎と題しまして、理論面から今の取組についてのご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

包括的少年非行対策とその理論的基礎

成 田 秀 樹

成田：成田でございます。本日の資料は、簡単なレジュメ、2ページものが配布されておりますので、こちらをご覧ください。できればと思います。

<資料>

包括的少年非行対策とその理論的基礎

京都産業大学 社会安全・警察学研究所所員

法学部教授

成田 秀樹

1 はじめに

包括的少年非行対策とは

2 発達の犯罪学 (developmental criminology)

(1) 教育学や社会心理学での「発育 (発達) 理論」

人間の発育に関係する要因

出生前後の親、出生後の家庭、就学前の保育、学校、就業施設という領域

それぞれの領域を囲む近隣コミュニティ

特に学齢期から思春期→友人・同輩関係が影響

本来の子供の資質 + 環境 ⇒ 行動

リスク要因 犯罪・非行を助長促進することに関連があるとされる要因

保護要因 犯罪・非行を阻止することに関連があるとされる要因

リスク要因を減少させ、保護要因を増大させる施策を実施すれば、

犯罪や非行を減少させることは可能である

(2) 発育段階における各社会制度 (システム)

i) 出生前後の医療、家庭のシステム

ii) 幼児発育にかかる親、家庭、保健所、保育システム

iii) 就学後の学校教育システム

iv) 同輩関係のシステム

v) 育児から学校教育まで多くかかわる児童相談所等の社会サービスのシステム

vi) 少年が非行に出たときに対応する警察、(家庭) 裁判所、近隣の少年支援にあたる

ボランティア団体等のシステム

3 状況的犯罪予防論 (situational crime prevention)

ないし 環境犯罪学 (environmental criminology)

ハード面

ソフト面

4 犯罪・非行の予防モデル

疫学 病気の予防の考え方を犯罪・非行の問題に応用

一次予防

二次予防

三次予防

5 おわりに

包括的少年非行対策の意義と必要性

少年非行の予防

段階的サンクション

コミュニティの全部門の動員の必要性 (多機関連携の必要性)

1 はじめに

子どもの非行防止のためにとられているアプローチには様々なものがございますが、犯罪・非行を生み出す背景となる要因に注目して長期的視野から少年犯罪や非行の予防と減少を目的とする、包括的な取組が有効であることが、近時の研究により明らかとなっております。その中でたとえば、アメリカ合衆国の実施例としては、司法省のリーダーシップの下、包括的戦略（Comprehensive Strategy）とされるものがございます。これに示唆を受けながら、高知家の子ども見守りプランを含めて、包括的な少年非行対策とその理論的視点について若干の情報を提供させていただければと存じます。

2 発達の犯罪学

包括的少年非行対策の理論的基礎には、教育学や社会心理学での発育理論ないし発達理論と呼ばれるものがございます。この発育理論の意義は、長年における少年非行に関する研究を基礎に、犯罪に至る経路（pathway）があることに着目し、犯罪や非行につながりやすい、そして社会化を害する、反社会的な行動を促進することにつながるリスク要因を識別して、それに早期の段階から対処する、そして他方で、社会化を促進し、犯罪・非行を阻止することに関連のある保護要因を強化して、犯罪・非行の予防と犯罪・非行の減少を達成しようとのアプローチが取られています。

この発育理論に基づく犯罪学、犯罪や非行と予防の減少のアプローチというのは、レジュメの3に書いてある状況的犯罪予防論ないし環境犯罪学のアプローチと比較してみると、その特徴がより理解しやすいかと存じます。状況的犯罪予防論ないし環境犯罪学のアプローチは、犯罪に対処するために犯罪の予防につながる環境的な要因に着目します。これは、物理的な道路や公園の構造等々のハード面と、人間の目による監視といったソフト面とに分けることができます。ハード面を例にとりて説明申し上げますと、暗闇で犯罪が起きやすいという場合に、街路や駐車場の暗い状態を少なくする、あるいは防犯カメラを設置する、いうことで犯罪を誘発しやすい環境に対処するアプローチがこれに当たります。このような対策は、目の前の環境を変えて犯罪の減少を狙うという、どちらかという短期的に効果を狙う方法でございます。これに対して、包括的少年非行対策というのは、犯罪や非行の社会構造的な背景・環境に存在するリスク要因や保護要因と、それから個人の背景、個人に関係するリスク要因・保護要因に着目して、長期的な視点に立ち、その上で犯罪・非行を生み出すことにつながるリスク要因と、犯罪・非行を阻止し社会化することに関係がある保護要因に働きかけるアプローチを取っている点に特徴がございます。

3 発達段階における各社会制度（システム）

これらのリスク要因や保護要因を考察する上で、発育段階における各社会制度やシステムに着目する必要がございます。人間の発育というのは、子どもの個人的な資質と環境の相互作用で行動として現れますが、この環境は、発育段階において種々変化してまいります。出生前後の親、出生後の家庭、就学前の保育、それから小学校・中学校等の学校というシステム、それから高知家の子ども見守りプランでも出てまいりましたけれども、究極的な保護要因としては就業施設という領域、これらの領域にそれぞれリスク要因と保護要因がある、あるいはそれぞれの領域を囲む近隣コミュニティにもリスク要因と保護要因がございます。また、子どもの非行を考える上で、特に学齢期から思春期におきましては、友人・同輩関係が影響することが知られております。

4 包括的少年非行対策の具体的な内容

この包括的少年非行対策の具体的な内容について見ていきたいと思っております。包括的非行少年対策というのは、第1

に少年非行の予防、先手を打った対策と、それから2番目に段階的サンクションと呼ばれる部分から成り立っております。

まず、少年非行の予防、先手を打った対策としては、まずリスク要因を抱えた青少年全員に焦点を当てて、これらの青少年が非行少年となることを予防する戦略を立てる、そして実行するということが、少年犯罪の予防に当たります。

次に、第2の段階的サンクションというのは、少年非行制度、非行少年に対処するための制度を改善することに関係しております。段階的サンクションというのは、直近関与とでも訳せるimmediate intervention、中間的なサンクション、コミュニティに基礎を置くサンクション、それからアフターケアサービスから成り立っています。包括的少年非行対策は、犯罪・非行の予防を重視するとともに、犯罪・非行があった後の立直りや再社会化への支援を重視しております。施設や少年刑務所に収容することに重点を置く厳罰化という対策を採った場合には、再犯率を高め、再社会化をかえって害することになる場合も生じることが、証拠に基づく(evidence-based)研究によって指摘されております。そこで、できるだけ現実の世界・社会の環境下で、社会生活を犯罪や非行を犯すことなく送ることができる生活態度を身に付けることが重視されることになります。

5 犯罪・非行の予防モデル

次に、犯罪・非行の予防モデルというのは、特に包括的少年非行対策のアプローチでは、疫学とか疾病予防における公衆衛生モデルと同様に、1次・2次・3次の予防を考え、それぞれが各発展段階で問題に対処をするという点に特徴がございます。公衆衛生では、1次予防は疾病また問題の初期の進行を回避するために構じる措置をいいます。たとえば、保健所職員によるワクチン接種というのがこれに当たります。2次予防では、初期の疾病兆候を提する個人の状況に対して、実際にアクションを起こします。たとえば、有害物質を扱う労働者というのはリスク要因があると考えられるので、これに対して体系的な健康診断をするというのがこれに当たります。3次予防では、疾病や問題がすでに露呈した場合の対策がこれに当たります。この段階では、当面の問題を解決し、将来の再発を防ぐ措置を講じます。犯罪・非行予防の各アプローチというのは、この公衆衛生モデルに類似していると言われております。

高知家の子ども見守りプランにおきましては、予防対策と呼ばれるのが恐らく1次予防に当たり、入口対策と呼ばれるものが2次予防、そして立直り対策と呼ばれるものが3次予防に当たると思われ、これら3つが含まれているところから、包括的な対策の1つのモデルと位置付けることができると思います。

6 おわりに

もう一度、包括的少年非行対策の意義と必要性について振り返って、まとめにしたいと思います。発達理論によれば、少年非行をもたらすリスク要因は、個人の資質、家庭、学校、地域社会の様々な領域に存在しており、これに対処するには、学校教育、児童福祉、警察、少年司法といった様々な機関が連携して対処する必要があること、少年非行は段階的に深度を深めていき、深度に応じた処遇が必要であることが明らかにされております。包括的少年非行対策は、第一に、少年非行問題に関わる全ての段階、つまり、予防対策といわれる1次予防、入口対策ないし2次予防、立直り対策ないし3次予防を含む点で、包括的です。また、非行深度の異なる全ての非行少年を対象としている点でも包括的であり、また、多様な問題に対して多様な関係機関・団体が連携して対処に当たる点でも包括的である。最後に、これらの機関・団体の持てる資源を持ち合って対処する点でも包括的である、と分析することができると思います。

包括的少年非行対策は、目標として、非行深度の多様な少年を対象とし、少年と家庭に対するサービスとコミュニ

ティーに基礎を置くサンクションとを継ぎ目なくシームレスに結びつけることを、置いております。また包括的青少年非行対策は、多様なリスク要因をもつ少年への対処を目的としていますので、自治体を中心となり、学校・児童福祉機関・警察・保護観察所等の関係機関から派遣された職員によって構成される恒常的なチームが必要とされます。また、多様なリスク要因が家庭・学校・地域社会等の多様な領域にまたがり、行政的・福祉的・医療的・教育的・警察的・司法的なそれぞれの措置を必要とする場合が出てまいりますので、基礎的自治体を中心となってコミュニティの全部門を動員する、関係機関・団体の緊密な連携を確保する必要があると思われまます。

雑駁ではございますが、以上、理論的な基礎という視点から報告させていただきました。

田村：ありがとうございました。続きまして、広島県から斎藤校長に来ていただきました。現職の校長であると同時に、生徒指導の面で各地で講演を行っていらっしゃいます。では、早速お願いいたします。

学校組織で取り組む自己指導力の育成

斎藤 美由紀

斎藤：それでは失礼します。私は立ってお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まさに、非行少年が、学校現場・教育現場において、どのようにもだえ苦しみ、そして荒ぶっているのか、でもその状況の中で私たちは、確実に指導のヒントやピッチを見い出していくことができること、そしてもう一つは、組織でどのようにどんな視点を持って子どもを育成したらいいのかということ、少し話をさせていただきたいと思えます。

私は、昭和50年代後半が教職のスタートでありました。当時、全校生徒1400名の非常に大規模な学校に新採として着任をいたしました。そこは、広島県内の中でも生徒指導上とても厳しい、まあ3本の指に入るという、とてもやりがいのある学校で、スタートとして始めたわけです。そこで、多くの経験をさせていただきまして、その経験を元に私は、生徒指導主事という名誉を校長からいただいて、そして1人の少年と出会います。広島弁で——今、「マッサン」ですね、「じゃけんね」とか、いろいろな言葉がメジャーになってると思いますので、その言葉を使わせてもらって——、少年が降りてきたつもりで話をさせていただきますので、日常的な私の言葉ではないということを理解いただければと思います。

その少年、少年Aは、広島県の広島連合の暴走族の親衛隊長、いわゆる旗持って、こうやって振ってるという役割を持ってたわけです。ある日のこと、1時間目が始まって10分ぐらい経った頃でしょうか、妊娠6カ月の女の先生の英語の授業に、堂々と遅れてきました。こうやってですね、遅れて、こう、来ました。生徒指導主事をやってたときに、共通で同じことを言おうねというふうに、学校で私たちは共通認識してたんですね。まず荒ぶってきた子に対して、「何をしているのか」と、「こんな時間に来て、いったい君は何を考えてるんだ」ということを言うと、いわゆる火に油を注いでしまうという状況になりますので、まず最初に現実を言って、9時10分に「今来てくれたんだけど、授業が始まって10分遅れてるんだけど、先生は心配したよ」というふうに、まず「心配をしたよ」と言うところから入っていき、ということですね。その先生も、例に漏れず、「心配したよ。遅れて来たけどどうしたのかな？」って。そうすると、きつうれしかったとは思いますが、その生徒が「われにゃ関係なからうが。誰にも迷惑かけちゃらんだらうが」みたいなことを言ったんですね。で、これはたいへんなことになるということ。その男

の子が、こういう言葉を発しました、「腹の子やったろうか」「やったろうか」というのは、「足で蹴ったるか、殺したろうか」ということですね。

そこで、生徒たちがワッと職員室に行って、私たちを呼びに来ました。で、私はいつもシミュレーションしているのですが、生徒指導部の者を連れて「行くよ」って言ってですね、そして、普段か弱いんですけども、そこは頑張らなきゃいけない。で、その女の先生の前立って、その男の子の前ですね、「やめなさい」と言いますね。そうすると、彼はもちろん言います——ちょっとシンナーが残ってましたから——「われには関係なからうが、なに考えとんじゃ、われ」と言いましたので、私は「やめなさい」って言ってました。そうすると、バタフライナイフが当時はやってましたら、ガシャンガシャンガシャンとやって、ここの顎にパーンとぶつけたんですね。私は、次の日に朝刊に「女教師刺される」っていうか、なんかそういう朝刊の活字が浮かんだんですけど、多分5秒ぐらいだったと思います。

でもそのときに、今生きながらえたのは、10年に1回の名せりふが浮かんできたんですよ。それは何かというと、「Aくん、あんたのことは嫌いじゃないけど、今やとるあんたの行動は絶対に許されることじゃないよ。日本はねえ、法治国家なんよ。法を守る人間は法に守られるんじゃ」って言ったんですね。もうちょっと強く言ったかもしれない。そう言うんですね、彼は、ここですよ、「ほれじゃあ俺が学校のルール守ったら、みんなが守ってくれるんか」って言いましたね。「じゃあ、俺が集団のルール守ったら、みんなが守ってくれるんか」って。私はその瞬間、助かったと思いました。「あー、かわいいなあ」と。いわゆる、守ってほしい、見つめてほしい、支えてほしいという言葉が裏に隠れている。で、私は「当たり前じゃないかい。あんたはうちの学校のかげがえのない生徒じゃないかい」。まあ、そのときはそんなには思わなかったんですけど、そのせりふを言いました。「かけがえのない生徒じゃないかい」。そうしたら、持ってたナイフを「ああ、わけ分からない」って、パーンと投げました。その瞬間私は、「ああ、助かった」って。

彼は——ここから話長いんですけども、切りますが——、そこからコツコツと力を蓄えて、高校へ進学したのです。絶対に指導の入らない生徒はいません。感情を持つてるんですね。本気で正対したら、必ず指導が入る。これを教えてくれた生徒との出会いでした。

<資料>

学校組織で取り組む自己指導力の育成

広島県呉市立片山中学校

校長 齋藤 美由紀

1 今、学校が直面している課題

◆ 個々の児童生徒の「心の荒れ」とは

(1) 外的な荒れ

- ア 勝手な離席，私語があり，授業が成立しない。
- イ 教師の話を聞くという意識自体がない。
- ウ 学校行事，児童会・生徒会活動，部活動等へのモチベーションが低い。
- エ 自分の責任を逃れるために嘘をつく。
- オ 常に疲れた表情を見せ，動きが怠惰である。 等

(2) 内的な荒れ

- ア まわりとのコミュニケーションがとれない。
- イ 傷つくことを極度に恐れて，登校することができなくなっている。
- ウ 独り遊びをして，バーチャルな世界に入り込む。

エ 学校や授業、友だちのことを考えると、熱や腹痛等の症状が出る。

オ 脱毛、爪噛み、リストカットを繰り返す。 等

※ 人とつながる『手段』・『方法』が分からないので、自分自身の心の葛藤の形として、様々な形で反応を示している

2 自己指導能力を育成するために

(1) 自己指導能力とは

※ その時、その場でどのような行動が適切であるか自分で考えて、決めて、実行する能力

(2) 生徒指導の三機能

ア 自己決定の場を与える（判断力）

イ 自己存在感を与える（自発的な意欲）

ウ 人間的ふれあいを基盤とする（絆）

(3) 生徒指導の人間観・生徒観（「7つの人間観」から抜粋）

- 人はみな、かけがえのない存在である
- 人はみな、自由意志により自己決定できる存在である
- 人はみな、潜在能力をもった発展的な存在である
- 人はみな、社会の中の一員として価値のある存在である

3 本校の取組

～「徹底・定着・継続」の一枚岩の指導～

(1) 絶対規範の姿勢：『守・破・離』とは

※ 型を学び、その型を基盤として自分の個性を発揮し、
自己の生き方を選択・自立できるたくましい精神力

(2) 組織体制で取り組む「さ・し・す・せ・そ」

(3) 子どもに教えたい学校生活のスキル（基本的行動習慣と行動様式）

- ① あいさつ
- ② 授業中のよい姿勢
- ③ 整理整頓
- ④ 時間を守って行動する
- ⑤ ルールを守る



(4) 教師が備え持つべき3つの力

- 裏付けられた理論・根拠
- 具体的なスキルの獲得・実践的指導力
- 指導理念

1 今、学校が直面している課題

さて、レジュメに入ります。学校が直面している課題というのは、よく見える外的な荒れと、それから内的な荒れ、いわゆる内面的であまり見えないけれども、バーチャルな世界に入り込んだり、自傷行為を起こしたり、そしてコミュニケーションが取れなくて、自分でどんどんどんどんこもってしまう。生徒指導下の中でも、比較的、こういった部分がある程度の年齢に来ると、過激化、衝動化、そして残虐化という事件に導いて、自分で行ってしまう、という今の現状があるかと思えます。この辺のところもしっかり、私たちは力をつけていかないといけないと思っています。

ここには示しておりませんが、文部科学省の問題行動の定義、私はそれに着目をしました。このように書かれています。「保護者や教師や仲間が迷惑を被っている行動」、いわゆるこれが人格とか人間性の欠如ですよ。人に迷惑を掛けたらどうかという部分が欠如している。もう一つは、「法に触れ警察機関などが統制の対象とする行動」、いわゆるきちんと補導して教えていかなきゃいけないという行動、また、「本人が悩み、困惑している行動などを、問題行動ととらえる」というふうに文部科学省は言っている。いわゆる前半部分は、人間形成、心の部分、後半部分は、パーソナル、社会性の部分ですよ。これを学校教育の中でうまく、個と集団の関わりを通して、そういうタイムリーな場面を通して、バランスを取れる子どもを育成していかなきゃいけないというのが学校教育だと思っております。

そのためには、子どもたちは、方法や手段が分からない。親の期待や周りが言っている期待に添えるような能力に自分は手が届いていないのに、頑張れ、頑張れ、目標を持って、持てというふうに言います。「先生、お父さん、お母さん、僕は、あなたたちが期待しているようなところまで、まだ能力ってないのに、なんでこんな高いところまで頑張れ頑張れ言うのか、どうやってその目標に向かっていったらいいのか」という、その方法や手段が分からない。これを、未学習、まだ学習してないんだな、または誤学習、誤って学習している。「あんな思いをするぐらいだったら、1人でいたほうがいい」。集団でみんなで行動すればいいのに、って言いながら、1人でポツンといる、そういう子に対して、「行きなさいや。集団の中に入りなさいや」みたいなことを言うとですね、「先生はなんも分かってくれてないじゃない」。もしかしたら、集団で行動していて嫌な思いをしたから、もう一度いいますが、「あんな思いをするぐらいだったら、1人でいたほうがいい」という誤学習のイメージを持って、生活している子どもたちがいる。様々なことを感じながら、私たちは、適切なアプローチをしていかなければいけないというふうに思っています。

2 自己指導能力を育成するために

学校教育の究極の狙いというのは、自己指導能力の育成。生徒指導の狙いは、自己指導能力の育成。学校教育法の第1条に人格の「完成」、これを目指しなさいとある。「形成」というのはプロセスですから、これはまだ色々な手だてがある。でも私たちは、小学校・中学校・高等学校で、教育基本法の1条に人格を完成しなさいというふうに書かれているんですね。ということは、教え切って、やり切って、育て切らなければいけない。「できんかったならごめんなさい」というふうに卒業させていくのは、私たちには絶対にありえないんだということを、職員に私は言っています。そして、その自己指導能力の育成というのは、その時その場で適切に判断して、子どもが自分で決定して、決定したことには責任を持って行動する力、まさにこれが社会で生きていく、この力だと思います。私は保護者に、皆さん方の子どもさんを税金の払える子どもにしますからね、——先ほど、またこれからも話があるかと思いますが——ちゃんと仕事を持って、ちゃんと働いて、ちゃんと税金が払える、そういう人間を育てていくのに3年間使わせてもらいますという話をしています。

その自己指導能力の育成のために基本になっているものが、生徒指導の人間観・生徒観。先ほどありましたように、かけがえのない存在、自分で決定できる力があるんだよ、あなたたちはみんな潜在能力を持っている、そして、社会

の中の一員としてみんな価値があるんだよ、ということを、きちんと教師が一人一人の子どもたちを思って言葉を掛けていこう。

そのために生徒指導の3機能。機能というのは、組織でないとできません。そして、生徒指導は授業だということが、イコールになっています。授業はできませんからねという教師は、1人もいません。授業から逃げる教員もいませんね。生徒指導のその3機能を、皆さん、授業の中に入れてみましょう。それがレジメの、自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間的ふれあいを基盤とする。これは、自己決定の場を与える、存在感も、人間的ふれあいも、これに共通して言えることは、人のためにもなり自分のためにもなるという行動が、自分で考えてそして実践できるということがベースになっています。今時間がありませんので詳しく申し上げられませんが、そのような機能をしっかり意識して、私たちは子どもを見ていこう、大切にしていこうということが、大前提だと思います。

3 片山中学校の取組

本校の片山中学校、今、自慢の教職員と自慢の生徒、いつもこれを私は言っています。そうすると、ミーアキャットのように、教員も生徒もフンと行動にでますね。アミニティーという言葉がありますが、褒めて伸ばす、褒めて伸ばしていくと——大人も褒められたいというのが、今ラジオでも流れているんですけど——、やっぱり、勇気やそれからその気持ちや表情や、結果ではなくてプラスのフィードバックを返していくというのは、やはり大きな効果があると思います。

本校は、例外にもれず、一昨年までは逮捕者が4名出るとか、呉の中の26校の中でもナンバー3に入る——ナンバー3が大好きなんですけど——、そんな学校でした。すぐ横に家庭裁判所がありますし、すぐに呉の拘置所に入れる、留置する場もありますので、まあ何かあったらすぐに「あそこに行くかい？」という話もしていた、そういう学校でした。

しかし今は違います。皆さん、できるんですね。子どもって力があるんです。徹底・継続、そして一枚岩の指導。言葉こそ本当にこれはよく使う言葉ですけれども、みんなが一枚岩になるということは、とても大切なことでありますが、たいへんなことです。そこで、絶対規範——規範意識という言葉がありますが、私は個人的には、意識で止まるのが嫌いです。意識は、分かっているけど行動できないってところの言い訳に使いますよね——、絶対規範というのは、こういうことです。一人の人間として社会性を身に付けさせるためには、当たり前のことを厳しく徹底し、定着するまで見逃さず、曖昧にせず、ひるまず、正対し、指導し続ける。これを、目指す教職員像として先生方に伝えています。そして、教え切る、関わり切る、育て切る、というところの、やり切る姿勢を今やっています。

本校の職員は、やはり結果が出ますから、今、生き生きとやっています。私は職員を宝だと思っています。そして写真を見てもらうと分かりますように、この見事な行進をやり、そして、4秒礼という1・2・3・4で上がるんですけど、私もやります。どこへ行ってでもやります。今日もステージに上がってお辞儀するときには、4秒礼やりますので見ていただきたいと思います。それから、あいさつ、返事、靴ぞろえ。靴もピシーっと揃えさせます。今頃は、他の子どもたちの靴を直すような子どもたちも出てきました。「靴がそろって気持ちがいいねえー」と言って、そのとき私はバーンと貼っておくんですけど、「靴をそろえましょう」じゃないですね、「そろおうと気持ちがいいねー」とこの写真をバツと貼っておくと、そのようにやっていきます。ビジュアルとか広報は大事だなあということはありませんね。

それから最後に、子どもに教えた学校生活のスキルというのがあるんですが、基本的な生活習慣という言葉は、どんなことがあるのかなっていうことなんですけど、基本的行動様式というのがあります。この行動様式というのは、なぜそれをしなきゃいけないのか、その意義や理由です。教師は、「先生なんでそなせにゃいけんの」「先生なんで整理整

頓せにゃいけんの」「先生、授業のときにはピシッとこう座って聴かにゃいけんの？」と聞かれる。「みんながやるからやろ」こんな説明じゃないですよ。人は、納得しなければ実行しません。私たちは、教員がみんな「あのね、それはこうだから、こうだよ」というように基本的行動様式というのが説明できる教師であろうと。そうすると、「ああ、そうなんですか、先生」ということで、子どもたちはスーッとこういって、それを自らやろうとする子が出来ています。

最後に教師が備え持つ3つの力。これは、今日も田村所長さんがおっしゃっておられましたが、やっぱり理論や根拠、そういった教員の研修したバックボーンになる、実践的な指導力の裏付けになる、私たちの追い風になるものが、理論と根拠だと思います。絶対に間違いのない発言をするということが、私たち教育公務員に必要なことでありますから、この根拠と理論というのは、大事なことだと思います。じゃあ、そのスキルや実践的能力も、同時にできなければなりません。最後に、指導理念。根性とか熱意とか正義とか愛情とかですね、そういったものも子どもを思う指導理念だと思います。でもそれだけじゃ通用しないというのが今の子どもたちだと思います。これをうまく融合させながら、学校現場を頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

田村：ありがとうございました。眠気が覚めたのではないのでしょうか。そういう順番に構成したわけでもないのですが、どうもありがとうございました。

それでは、神奈川県少年相談・保護センター所長の阿部さんに、お願いします。時間15分でお願いします。

子どもを守り、育てる 学校・児童相談所・警察の連携

阿部 敏子

阿部：斉藤先生のパワーをいただきながら、私の方は、子どもを守り育てる学校・児童相談所・警察の連携の実践面をお伝えします。

神奈川県概要

平成26年5月現在

■ 県	33市町村（政令市：横浜市・川崎市・相模原市）
■ 人口	約 908 万人
■ 小学校	公 858 私 29 計 887 校
■ 中学校	公 413 私 64 計 477 校
■ 中等教育学校	公 2 私 3 計 5 校
■ 高等学校	公 159 私 81 計 240 校
■ 特別支援学校	公 47 私 2 計 49 校
	総計1,658校
■ 警察署	54 署
■ 児童相談所	14ヶ所（県5 横浜 4 川崎 3 相模原1 横須賀 1）
■ 家庭裁判所	4ヶ所（本庁 支部3）
■ 保護観察所	1ヶ所
■ 少年院	3ヶ所
■ 児童自立支援施設	3ヶ所

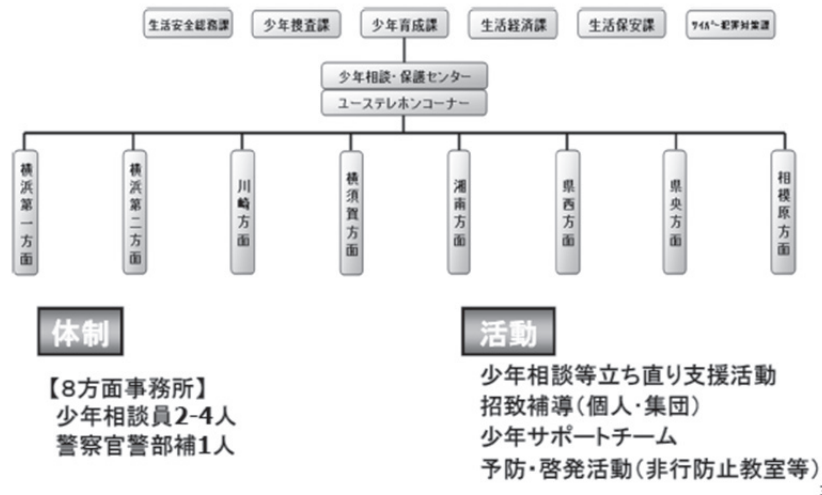
2

1 神奈川県の概要

まず、神奈川県の概要は見ていただいているとおりでございます。33市町村があり、小・中・高・特別支援学校を入れて1658校、あとはご覧のとおりです。

2 少年相談・保護センターの紹介

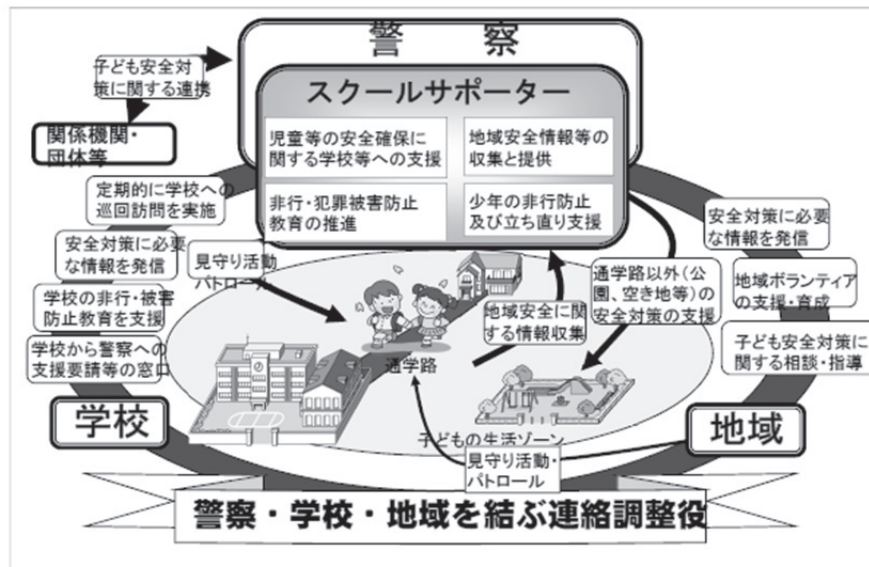
非行防止・健全育成の担い手 少年相談・保護センター



それから、まず警察組織と、少年相談・保護センターとスクールサポーターを紹介いたします。センターは県内に8カ所ありまして、少年相談員——私もそうですけども——少年相談の専門職の相談員と警察官の係長、3人から5人体制。まあ非常に小所帯なんですけれども、フットワークのいい仕事をしております。活動はですね、まず、問題行動への対応として少年相談等立ち直り支援活動、招致補導——呼んで指導する——、それから少年サポートチーム活動、また、予防・啓発活動も、積極的に行っています。

3 スクールサポーターの紹介

スクールサポーター(以下「SS」という) (53警察署55人警察官OB)

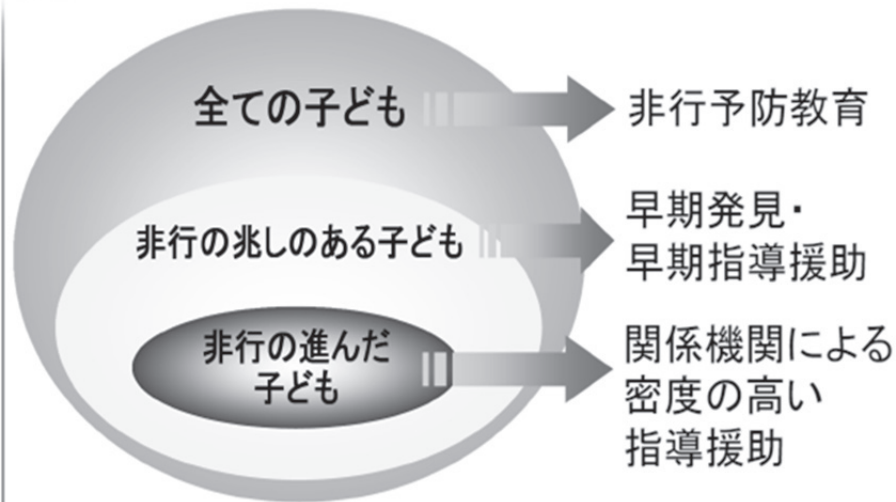


スクールサポーターは、警察官のOBを非常勤で配置しまして、1警察署に1人ずつ——2人の所もありますけれども——、55人が配置されています。4つの役割がありますが、なんといっても、学校訪問をスクールサポーターさんがよくやってくれるんで、小学校との距離が非常に縮まりました。例を挙げますと、小学校を訪問したスクールサポーターさんが、校長先生から相談を受けました。ちょっと暴力的な子がいるんですよってことです。スクールサポーターさんは、すぐうちの少年相談・保護センターに連絡し、引き継ぎまして、そこからセンターで継続補導が始まるんです。背景がありまして、その子どもには、お父さんからお母さんへのDVがあり、お母さんもそれに非常に不安やいらだちもあって、この子に向かって暴力を振るっていた、という背景です。それを察知した段階で、児童相談所に通告されまして、児童相談所、センター、警察署、学校などが連携した支援を継続しております。

4 非行防止、健全育成の考え方

非行防止、健全育成の考え方

(参考:法務省 押切 久遠氏)



5

それから続きまして、非行防止、健全育成の考え方は飛ばします。

学校と連携した 予防・啓発活動

- 目的 少年の規範意識の醸成
- 種類 非行防止教室系サイバー犯罪防止教室/薬物乱用防止教室
非行・被害防止サミット/絆プロジェクト
- 非行防止教室開催回数
平成24年 総計1,797回 内サイバー 907回
平成25年 総計1,887回 内サイバー1,062回
平成26年 総計2,043回 内サイバー1,271回
- 実証 平成8年以降、薬物乱用防止教室による効果
⇒ 検挙人数の激減 (人)

	平成8年	平成10年	平成20年	平成24年	平成25年
覚せい剤取締法	140	62	22	12	9
大麻取締法	26	6	31	9	6
毒物及び劇物取締法	362	538	10	4	5
麻薬及び向精神薬取締法	7	0	6	1	2
合計(人員)	535	606	69	26	22

6

5 予防・啓発活動

学校と連携した予防・啓発活動も、どこの県でもやっておりますので、ここでは飛ばしていきたくと思います。年々、増加はしております

予防・啓発活動① 非行防止教室等

○講師

警察署少年係員・SS

センター警察官・少年相談員

サイバーセーフティアドバイザー

(SS 27人)

(少年補導員(ボラ)293人)

高校生

○方法

パワーポイントや寸劇、紙芝居活用

○県教委との連携施策

高校生が、近隣の小学生に教える

少年育成課員が高校生を指導

○効果:特に高校生の場合、「一粒で二度おいしい!」

小学生は目を輝かせ、話を真剣に聞く。

高校生も自ら規範意識を再確認、地域社会の一員という意識

自己有用感の育成



その予防・啓発活の中の1つの非行防止教室系です。ここで注目していただきたいのは、高校生がその地区の小学校に行って、そして子どもたちに非行、万引は犯罪なんだということを教えていく。こうした施策を県教委とともにやっております。これたいへん好評で、小学生は目をららんと輝かせて聴いてくれますし、高校生はすごいやりがいがある、自己有用感というものが上がると言われておりまして、前々少年育成課長は、1粒で2度も3度もおいしい、この施策は素晴らしいと言っていました。

予防・啓発活動②

非行・被害防止サミット



○ 目的
生徒同士が主体的に研究し、規範意識を高め合う

○ 方法
地区学警連内の中学校に呼びかけ、各学校の生徒たちが主体となってテーマを掲げ、数箇月かけて調査・研究。そのまとめを学警連や区の大会において発表し合う。

テーマ「万引きを防止するために」
「ネットの危険性から身を守る」
「いじめの根絶」等

○ 効果（刑法犯検挙件数）

		平成20年	平成22年	平成25年
I	区	100	69	55
K	区	208	98	78

8

それから、2つ目は非行・被害防止サミット。これは、非常に「目からうろこ」の状態ですね。子どもたちに主体的にやらせてもらうということで、春の学警連でテーマを投げ掛けて、その後、調査研究をしていただいて、秋の学警連で発表し合う。そして、それを自分の学校に持ち帰っていただいて、それを発表してまたみんなで意識を高め合うというやり方です。横浜市に18区あるんですけども、その中の約半分の学警連で、現在は、取り組んでもらっています。

予防・啓発活動③ 絆プロジェクト

- 非行に関わる少年の傾向
学習の躓き、コミュニケーション力の不足、規範意識の希薄が伺える。
- 活動内容
夏休み、学童保育の小学生を対象に、中、高校生や地域の青少年指導員、少年補導員が
一緒に遊ぶ、
勉強する、
非行防止教室 を行った。
- 主催、共催
小学校、中学校、高校、学童保育、警察署、当センター、市教委、市役所(こども青少年課) 青少年健全育成協議会、少年補導員連絡会

9

予防・啓発活動の最後ですが、絆プロジェクトというものです。これは、相模原のほうで取り組んでもらっています。本当に、予防の予防という感じがするんですけども、夏休み中に、学童保育の小学校1年生から3年生に対して、その地区の中学校・高校の子どもたちが、その学童に行って、一緒に遊ぶ、一緒に勉強する、そして非行防止教室を行う、といった取組です。

絆プロジェクトの効果

- 学習意欲、コミュニケーション力の向上
- 年少者を労る心、年長者を敬う心の醸成
- 中・高校生、小学生共に相互の規範意識醸成
- 大人、子どもの連帯感、地域の絆の醸成、
関係機関・団体の更なる連携強化

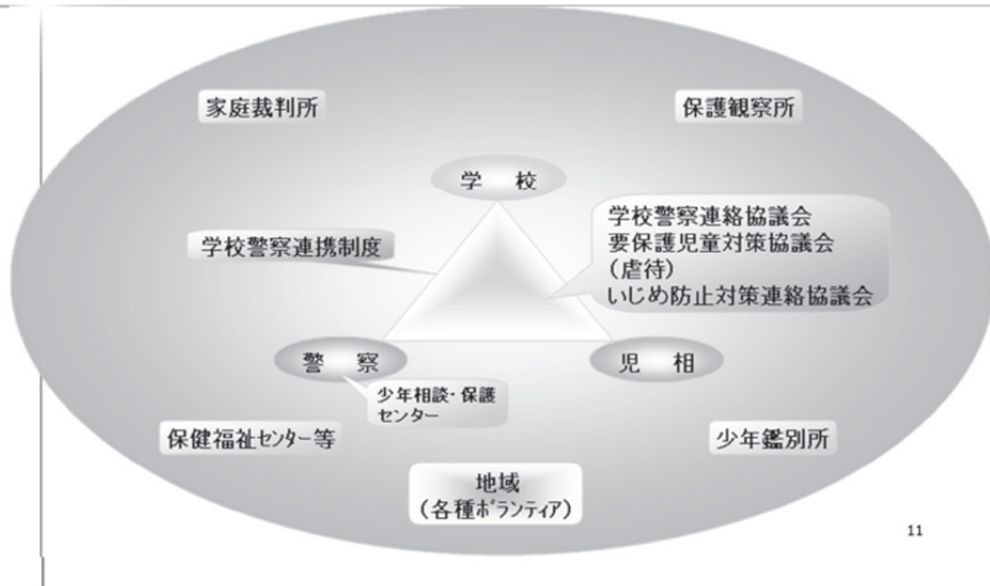
10

これの効果としては、こんなに並べ立ててはいますけれども、私も何回か出させてもらいましたが、小学生たちが「楽しかった」という感想はもちろんなんですけれども、「僕も、私も、あの中学校に行きたい、あの中学校のお兄さん、お姉さんになりたい」、「その中学校に行ったら、自分も、小学校に行って学童に行って教えたい」という感想を述べているんですね。そういう意識を継続して育てている取組として、これも大事に続けていくことを考えております。この辺の施策については、本当にそれぞれの地域の機関と連携しながらやっているというところです。

6 非行・問題行動への対応

非行、問題行動への対応

～連携を支える制度、仕組み～



11

続きまして、非行・問題行動が起きたときの連携ということになりますけれども、その連携を支える制度、仕組みと事例を紹介したいと思います。

連携を支える制度、仕組み

県学校・警察連絡協議会

- 設立
平成8年6月、広域化・集団化する少年の非行問題に対処するため53警察署の学警連を網羅する形で設立。
- 目的
児童・生徒の健全育成・非行防止・安全対策について広域的な情報交換と問題事項の研究協議を行うとともに総会、役員会、方面会議を開催して各地区学警連の相互連携を図る。
- 活動
総会年1回、役員会年4回、8方面別学警連年2回開催。
その他、学校間抗争等、事案の発生に応じて緊急学警連を開催。
- 現在
平成25年度から低年齢化する非行対策及び児童虐待対策を目的として、児童相談所が正式参画、3機関連携強化を図っている。着実に距離が縮まっており、連携は深化している。
この他にも、14児童相談所ごとに警察署との連絡会議を開催し、忌憚のない意見交換を実施して、相互理解を深めている。

12

まずは、どこの県でもありますけれども、学警連というのがありますね。学警連は、県単位で平成8年につくりました。平成25年度から、学校と警察だけだとうまくいかない、やっぱり子どもの問題は児童相談所も関わっているし、3者で連携して強化していかなくちゃしょうがないよね、っていうところから、その学警連に児童相談所にも正式に参画していただくことになりました。同じ土俵に立つことで、確実に相互理解は深まっていますし、連携事例も増えているというふうに思っております。その辺はまた、出席者の方がいたら、お話いただければと思います。

そして資料の最後に添付してあります、「学校（教育委員会）・警察・児童相談所～行動連携のために～」というプリントです。これは、この2年間で、それぞれの機関は何ができるんだ、どういうことをしたらいいんだ、どういうことを他の機関に望むのか、っていうことを聞き込みながらすごく丁寧に作り上げたものなんですね。これを今、県内の全小学校・中学校・高校、そして、児童相談所・警察署の全部に活用を促しているところです。

連携を支える制度、仕組み

学校警察連携制度

- 構築の経緯、目的
平成14年文科省及び警察庁から発出した『学校と警察との連携強化による非行防止対策の推進について』を受け、学校と警察との間で児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図る上で必要な個人情報を相互に提供する制度を構築することとなった。
* 個人情報保護条例の「本人外収集」及び「目的外利用の制限」から、神奈川県の場合、個人情報保護審議会に意見を聞く必要がある。
- 制度の特徴
情報を捜査及び不利益処分に使用することは禁止している。
学校からの提供に本人及び保護者へは通知すれば足りる。
- 構築状況及び効果
平成16年、横浜市との間で協定を締結。以後現在までに県教委、私学協会等計30ヶ所と締結(横浜市教育委員会はHPIに掲載)。
☆ 特に中学校で連絡票を活用した指導が効果をあげている
☆ 小学校でも、連絡票の活用が増えてきている
- 連絡票の提出数】
平成16年～25年末 県 警察⇒学校1,145人 学校⇒警察818人

13

もう一つは、学校警察連携制度。先ほど高知県の方からも話が出ましたように全国で取組をしていると思うんですけども、情報連携の制度ですね。これは、神奈川県ではなかなか難しいところがあったのですが、今は進んでおります。特徴は、いただいた情報を捜査には絶対利用しない、それから学校側の方は絶対に不利益処分しないということが条件になっていますし、学校から警察に提供した情報を本人および保護者に通知すれば足りるというふうな条件になっています。一応よく保護者には話をして、理解してもらった上での情報連携になっています。

数を出しておりますけれども、連絡票を学校から警察、警察から学校へと出すんですが、平成16年11月に初めて横浜市との間で始まったものなんですが、25年末で警察からは1145人、学校からも818人。そして、横浜市からいただいた数字を見ますと、ここには書きませんでしたけれども、平成25年度、——ちょっと誤差がありますけれども——警察から学校へは483人、全県の半分以下ですね、学校から警察へは700人分、818人から見ますと約9割は横浜市が出してくださっている。それも、小学生が149人、中学生545人という数字を伺っております。これは、横浜市教育委員会が非常によく制度の意義を理解し、そしてその活用のしかたを学校の先生方に丁寧に丁寧にレクチャーをしてくださっていて、そしてなおかつ、使ったことによっていい結果が生まれたということの現れなんじゃないかというふうに思いますが、それはまた当事者に聞いていただくといいと思います。

連携制度の活用、学校との連携 ①

継続的な相談

【小学生男子 校内暴力】

- 概要
少年は日ごろから、立ち歩きがあり、気に入らないことがあると、教師や同級生に暴力を振るっていた。身体が大きいため何かと目立ち、注意されることが多かった。
- 連絡票提出
少年が対教師暴力を起こしたため、学校から管轄警察署に連絡票が提出された。
- 署に呼んで指導
連絡票を受け、少年係が少年と保護者を指導。その後、センターに引き継がれる。
- 少年相談・保護センターで継続的な相談
少年相談員が、少年の大人への強い不信感を解きほぐし、暴力に対する考え方の修正を図るべく継続的な相談を開始。

14

この制度を使った相談の例ですけれども、小学校6年生の男子、日ごろから立ち歩きがあつて、気に入らないとガーンと暴力を振るってしまう、注意する先生に反発する反抗する、対教師暴力もありました。学校でも先生方は一生懸命指導されていましたが、なかなかこう落ち着かない状態だったときに、学校と教育委員会から相談されまして、小学校が被害届を出して事件化するというのは非常にハードルが高いですので、じゃあ連絡票使ってみましょうよ、ということになったと思うんですね。そこで警察署に連絡票が出されて、そして署が呼んで注意指導する。でも、いろんな背景があるでしょうということで、センターに引き継がれました。

連携制度の活用、学校との連携 ②

継続的な相談

- 経過
少年に対しては、定期面接による振り返り、大学生少年サポーターとの工作や学習支援による自己肯定感の育成を図った。
母親に対しては、学校不信、少年による暴力の困り感を受け止め、少年理解を進めた。
この間、小学校、中学校、市教委、警察署、センターでケース会議を開催して少年理解と対応について協議し、役割分担を行った。
- 結果
暴力行為は治まり、担任との関係も修復して無事卒業に至った。

15

センターでは、子どもさんには、暴力は犯罪なんだということをきちんと教えながらも、そういう気持ちになったときにどう対処するかを一緒に考えたり、大学生少年サポーターを使って学習支援を行って自信や意欲を高めさせてあげたり、警察官の係長は一緒にご飯を食べたりして、非常に温かく家族的に対応してくれました。お母さんもいろいろな背景があったので、お母さんに対する支援も丁寧に行いました。そうした中で、非常に落ち着いていった。その間に、小学校・中学校・センターそれから警察署との間でケース会議を何回か繰り返し、学校の受入れ態勢の整備も図っていただきました。

学校・地域との連携 少年サポートチーム活動

○経緯

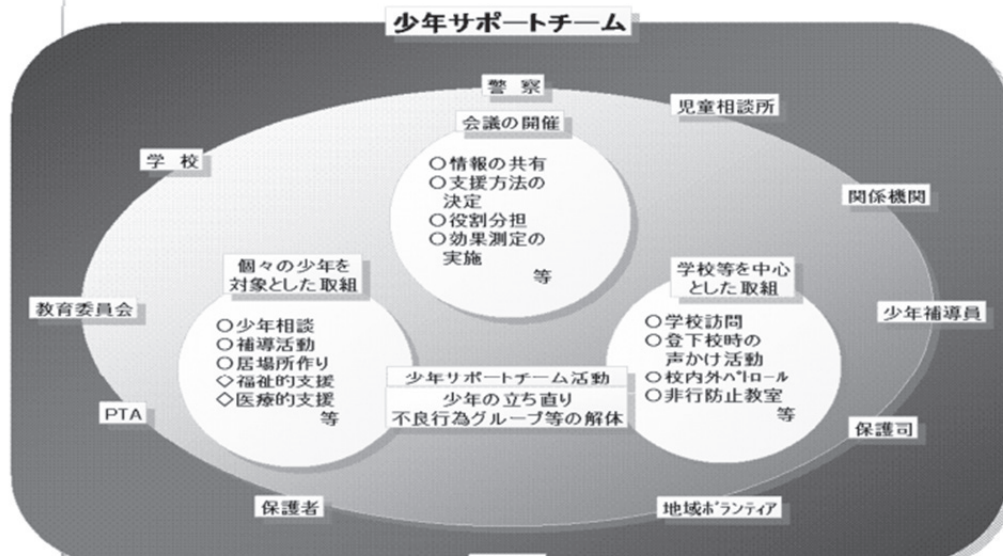
- H15/12/9: 青少年育成施策大綱(青少年育成推進本部)
 H16/9/10: 関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について
 (内閣府政策統括官付青少年育成第二担当参事官)
 H18/6/16: 子ども安全・安心加速化プラン
 (子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省
 庁プロジェクトチーム)
 ～困難を抱える子どもの立ち直りを地域で支援する～

○神奈川県の場合

平成16年から開始、対象は非行や不良行為等の問題を抱える少年や不良
 行為グループで、近年はグループを抱える学校支援に力を入れている。

16

学校・地域との連携 少年サポートチーム活動 ～神奈川県の場合～



そして、もう1個どうしても紹介したいので、少年サポートチーム活動というのをご紹介します。学校や地域と連携したという内容です。これはもう古いんですけども、平成15年の青少年育成施策大綱を受けて、神奈川で取り組んでいるものです。

学校・地域との連携

少年サポートチーム活動例

【H中学校サポートチーム】

○ 立ち上げまでの概要

男子生徒複数名が授業離脱、授業妨害、喫煙、対教師暴力、学校内の施設を壊すなどの器物損壊を起こし、学校外では、店や公園にたまって、喫煙や食べ散らかしなどを続けていた。

○ 立ち上げ

警察署とセンター職員は、学校と相談し、PTA、町内会、少年補導員、青少年指導員、保護司会、児童相談所、区役所、市教委等と連携し、少年サポートチームを立ち上げ、対応することとした。

○ 警察署とセンター職員の役割

問題提起、コーディネーターの役割

18

例としましては、ある中学校で男子複数名が授業離脱・授業妨害・対教師暴力そして器物を壊す、喫煙するということが、先生方は本当にたいへんだったと思います。追いかけて指導したり、個別に指導をしたりされていました。ただ、外に行っちゃあ食べ散らかして、たまっちゃたばこ吸ってるっていうような状態があったので、近隣からも苦情が入っていて、非常にたいへんな状況だったんです。署にもセンターにもそういう情報が入るので、学校と相談して何か、どうしようかっていうところを相談させていただいて、私は、これは地域の力を借りたいということで、PTA・町内会、少年補導員さんや青少年指導員さん、民生委員さん、保護司さんたち等々と、手をつないでサポートチームを立ち上げて、活動を行ったものです。

活動内容

- 活動内容
 - 定期的連携会議
 - あいさつ運動
 - 校内巡回
 - 校外パトロール
 - 環境美化活動(花壇づくり、清掃活動等)
 - 学習支援
 - 個別ケース会議

19

どんなことをしたのかと申しますと、連携会議は情報交換それから活動の検証をする意味で年に2、3回やるんですけども、あとは、あいさつ運動を定期的にやる、それから校内巡回をして声を掛けて環境をつくる、校外をパトロールして声を掛ける、環境美化活動を一緒にやる、そして時には学習支援をできる人がやっていただく。個別のケース会議は、児童相談所が入った時点からやっていくということで、個別の課題を抱えている子たちがいますので、そうした子どもたちのケース会議を行いながら、どういう方法でしたらいいかということが続けました。約半年から1年間ぐらい続けました。

少年サポートチームの効果

学校と地域の連帯感が醸成され、校内、校外において問題行動を繰り返していた生徒も落ち着きを取り戻した。この間、数人が暴力で家裁送致され、保護観察となったが、学校復帰後は安定した。

- 生徒自身の意識の変化
- 関係機関・団体、地域関係者等の、相互の連携体制が強化
- 地域全体で子どもを見守る気運の醸成

20

効果は、スライドに書いたとおりで、落ち着いていきます。そして、教育から教えられたこと、私は本当にすごいなあと思うんですけども、あいさつ運動がなぜ効果があるのかっていうのは、何回か出席しましたが、一般の子たちが声を掛けられて「おはよう、きょうも元気に頑張ってるね、いい顔してるね」なんていう話をしてると、最初は恥ずかしそうにしてた子どもたちが、本当に元気よく向こうからあいさつしてくるように変化するそうです。明るくなっていく。そして、一般の子どもたちが元気になると、課題を抱えた子どもたちはそれぞれ問題あるんですけども、その勢いや、分かってもらえてる安心感で、一般の子どもたちの活気づいた状態が課題を抱えてる子どもたちを吸収してくれるというか、勢いを少し収めてくれるというか、そんな作用・効果があることを教えていただいています。

このサポートチームは、横浜市で非常に取り組んでもらっていて、効果があったケースがありまして、そうした所の校長先生が、他の学校に口コミで、これいいよ、こういうふうにやってみたら、ということをお教えいただいて、またそこで始まるというふうに伝授して広まっております。

7 多機関連携における留意点

多機関連携における留意点

- 誰が、どの機関に、どのようにつながるか
 - ケース会議等による信頼関係づくり
 - 各機関の役割と限界の相互理解
 - つなぐ役割が必要
(少年相談・保護センターが担うことも)
- 医療との連携の必要性

21

ここから多機関連携における留意点ということで、決していいことばかりではなくて、丸投げしてるんじゃないかとか、手を抜いてやってくれないじゃないか、という声も結構あるんですけども、でもそこを乗り越えていくには、やっぱり顔が見える信頼関係づくり、ケース会議等による顔が見える信頼関係づくりというのがまずあって、そしてその上で併せて、機関の役割と限界と法的根拠をしっかりと正しく知って、相互理解を図るということが、非常に求められているかなと思います。そして最後に、誰がどの機関にどのようにつながるかということが、今後の課題になります。でも、その都度都度話し合って、じゃあここがやりましょう、じゃあうちがやりましょう、っていうふうになっていくことが、一番いいのではないかと考えております。すみません、ちょっとオーバーしてしまいました。失礼いたしました。

田村：ありがとうございました。4人目は、本日の最後に、松江市教育委員会松江市青少年支援センター所長、村上さんに、よろしくお願ひします。

困難を抱える若者への就労支援について

村上 誠

村上：私の方からは、困難を抱える若者への就労支援ということで、粗末な資料をお配りしておりますが、それに基づいて少しお話しさせていただきます。

〈資料〉

困難を抱える若者への就労支援について

松江市青少年支援センター 村上 誠

1 松江市青少年支援センター事業経緯

- (1) 三部局(県健康福祉部、県教育委員会、県警察本部)連携による「地域社会で子どもたちが健やかに育つ環境作り」事業(県重点プロジェクト事業)の一つとしてスタート
 - ・警察本部→子ども支援センター事業
 - ・健康福祉部→子どもの心安らぐ居場所事業
 - ・教育委員会→人づくり推進事業
- (2) 子ども支援センター事業の内容
 - 県内4市(松江・出雲・浜田・益田)に子ども支援センターを設置(所長、指導員4名、警察の少年サポートセンター2名)
 - ◎ 子どもに関する総合相談、子どもに必要な支援(非行少年の立直り支援)
- (3) 事業成果
 - 子ども支援対策に関する先進的事例として県内外から高い評価
- (4) 事業の継続実施
 - 県三部局・市が応分の負担により事業継続
 - ◎ 支援対象者を子どもだけでなく若者まで拡大
 - ◎ 支援対象を問題行動だけでなく様々な困難に拡大

2 松江市青少年支援センターの取り組み

- (1) 基本的取り組み
 - 様々な困難を抱える若者の社会的自立
- (2) 相談・支援状況
 - 別紙1の通り
- (3) 困難を抱える子ども・若者支援
 - ア 配意事項
 - (ア) 行政の狭間にいる子ども・若者への支援強化
 - 問題行動少年への支援
 - ひきこもり、高校等中退者への支援
 - (イ) 関係機関との連携強化
 - 松江市青少年支援連絡会を設置→35機関・団体で構成(別紙2参照)
 - 支援セミナー開催による顔の見える関係の構築→年6～8回開催

イ 具体的支援

(ア) 就労支援

- 無料職業紹介事業の届け出
- 有償体験事業の実施

(イ) 学習支援

- 学び直しの場を提供

(ウ) 居場所の提供

- 各種講座の提供→音楽・ものづくりスタジオ事業と連携

3 課題

(1) 若者支援の脆弱

- 子ども・若者育成支援推進法に期待

(2) 困難を抱える若者の出口の確保

- 18歳までの少年の就労の場がない
- 中間的就労の場がない

(3) 継続支援員の確保

- 困難を抱える若者に寄り添う支援者の不在

1 松江市青少年支援センター事業経緯

松江市青少年支援センター事業というのは、平成16年の7月に立ち上げております。既に9年を経過しております。この立ち上がった経緯につきましては、当時の知事、今の県知事さんの前の知事さんが、平成15年に、いま鳥根県が重点的に取り組むべきことは産業振興と少子化対策ということで、2つの重点に取り組むことについて各部局へアイデアを募集されました。期限つきで3年間重点的に予算を配分するというので、10億のお金を3年間、30億を掛けてですね、事業募集をされたわけです。当時の本部長さんが、警察単独で少子化対策の事業を組むことは難しいだろうと、なかなか当時の知事さんを説得するのは難しいだろうという判断をされて、知事部局の健康福祉部と教育委員会に本部長自ら話し掛けられて、「地域社会で子どもたちが健やかに育つ環境づくり」事業という命を受けて、それぞれの部局が事業をアイデアを出して1つの事業にまとめたものでございます。警察本部が出したのが、子ども支援センター事業ということであります。

事業の内容につきましては、県から4つの市に——鳥根県ではこの4つの市がいちばん大きな市なのでありますけれども——子ども支援センターを設置して、元気のある子どもはさらに元気に、元気のない子どもは元気にしよう、という事業を始めたわけでございます。各センターには、指導員とそれから警察の少年サポートセンターの分室を設置しております。事業内容は、総合相談窓口と子どもに必要な支援をやり始めたわけでございます。

これがいわゆる先進的な事業ということで、全国から多くの視察がおいでになっております。内閣府や、労働支援に関して厚生労働省とか、いろんな所からおいでになっておりました。3年が終わりました、それでどうするかと、やめるのかということになりまして、いまさらこの事業やめられないということで、相談内容・支援内容を見てみると、困難な少年問題だけではなくて、学校問題であるとか、家庭問題であるとか、病気の問題であるとか、もろもろの問題の内容があったということで、それでは、3部局と担当する市が応分の負担をしながら事業を継続しようということになりまして、現在も事業が続いております。平成19年から、3部局と市が応分の負担を受け入れたものから、支援対象者を若者、39歳ぐらまで、あるいは、支援対象を問題行動だけでなく様々な問題を抱える子ども

も・若者というふうにして、現在に来ております。

2 松江市青少年支援センターの取り組み

それでは我々が、どういうふうな考え方で何をやっているかということですが、基本的な取り組みは、様々な問題を抱える子ども・若者、具体的に言いますと、問題行動、引きこもり、発達障害あるいはニート等の問題を抱えている子ども・若者が、社会的自立を図っていただくために、できるだけの支援をしようということであり¹。状況については、別紙につけております。

〈資料別紙〉

相談・支援状況

1 相談・支援件数

相談内容	24年度	25年度
学校問題（不登校、いじめ、暴力行為等）	1,772	1,754
家庭問題（ひきこもり、家庭内暴力等）	117	48
対人・社会問題（就労等）	885	718
個人問題（疾病、性格等）	203	171
問題行動（犯罪、不良行為）	111	107
その他	43	142
合 計	3,131	2,940

2 支援対象者数（実員）

	10代		20代		30代		40代		不明		合計	
	24	25	24	25	24	25	24	25	24	25	24	25
就 学 中	小 学	8	8									
	中 学	45	45	2	5				1		100	110
	高 等	44	52									
有 職	5	9	6	4	2	3			1		14	16
無 職	35	28	11	17	9	22	2	1	2		59	68
不 明		1		1		2			9	3	9	7
合 計	137	143	19	27	11	27	2	1	13	3	182	201

1) 松江市青少年支援センターについては、松江市ホームページを参照。(http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/seishounen/)

3 困難別相談人員（実員）

困難別	年別 24年度 () は継続支援者数	25年度 () は継続支援者数
問題行動	27 (17)	31 (17)
ニート	33 (15)	23 (14)
ひきこもり	19 (12)	23 (17)
不登校	24 (8)	31 (10)
学業・進路	31 (16)	34 (10)
障がい	23 (10)	28 (14)
疾病	7	10
家庭問題	12 (3)	8 (1)
友人関係	4	7
その他	2	6
合 計	182 (81)	201 (83)

4 継続支援状況

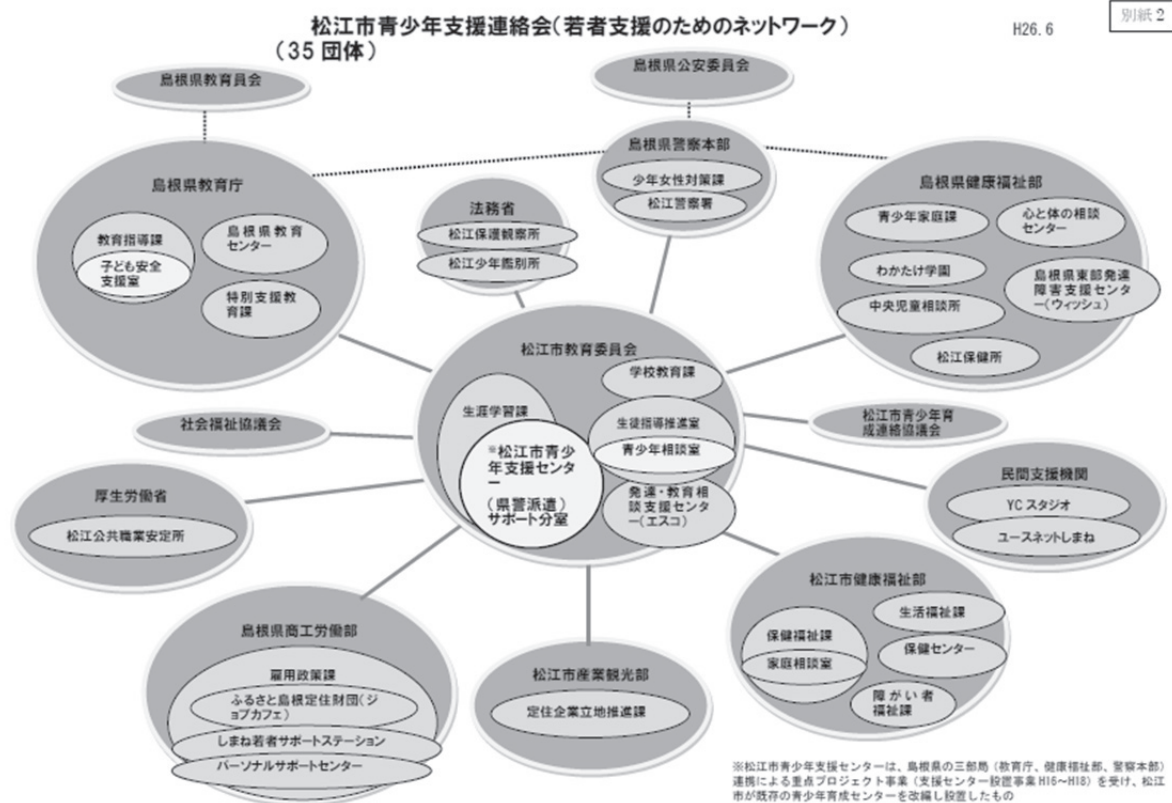
		24 年 度	25 年 度
学習支援	人数	26人 (小2、中16、高・定5、過卒3)	24人 (小3、中8、高・定6、過卒7)
	内容	教科学習、体験学習、実技学習	
	成果	高校入学者5人	高校入学者4人
就労支援	人数	29人(求職票提出25人) (問題行動5人、ニート18、 ひきこもり6人)	31人(求職票提出16人) (問題行動系5人、ニート13人、 ひきこもり7人、障害・その他6人)
	内容	就労情報の提供、有償体験、ハローワーク同行、 履歴書作成・面接指導、職場訪問等	
	成果	就労者17人	就労者17人
交流・体験活動	人数	2人	18人
	内容	お菓子作り、パソコン、ドラム、木工等	
	成果	自信の獲得など	
生活支援	人数	26人	48人
	内容	助言・指導、居場所等	
合 計		87人	121人

5 関係機関との連携活動状況

年度	教育	福祉・矯正・医療・保護	雇用・その他		合計
21	32	33	82		147
22	136	37	84		257
	青少年支援連絡会構成機関			連絡会構成機関以外	
23	125	49	57	73	304
24	154	83	150	99	486
25	255	46	80	96	477

そういうふうな基本的取り組みで若者に社会的自立を促す上で、大事にしていることが2つあります。

1つは、行政の狭間にいる子ども・若者に、行政の光を当てようということであり、行政の狭間にいる子ども・若者というのはどういう方かと申しますと、中学校を卒業して進学や就職もしなかった子ども。これには、中学校を卒業したとたんに、中学校を通しての行政サービスというのが打ち切りになります。この子どもたちは、自分で求めてどこかに関わって行かない限り、サービスを受けられません。サービスを受けずに非行を繰り返すということをしております。また、高校を中退した子どもも同じであります。だから、こういう子ども・若者に支援センターが手を差し伸べて、行政の光を当てて、これらの子ども・若者が自立できるようにしようというのが、一つ目です。



もう1つは、関係機関との連携を強化するということでもあります。そのために、別紙2のネットワークをつくっております。このネットワークは、ふつうだと結成して1、2年すれば何となくユルユルになって来るものでありますが、自慢ではありませんが、このネットワーク、生きております。それで先ほど審議官の方から、子若法の地域協議会の話がありましたけども、この連絡会は地域協議会というのに入っておりません。何となく入りそびれたという感がありまして、そもそもうちの方が早く立ち上げておったところに、後追いで地域協議会の話が来たものですから、何となく県の方も言いにくいし、うちのほうも入れてくれとはいにくい様な状況なもので、ただ先ほど審議官の説明を受けて、やっぱり入るべきだろうなと思ひまして、来年度からは是非とも入らせてもらおうと思っております。

具体的にやっていることは、就労支援であります。1つの例を挙げます。中学生ですが、非行少年で対立抗争で権力闘争に負けた子どもが、不登校になってしまった。学校に行かずに不良行為を繰り返して、そのまま卒業しました。多少関わりがあったものですから、その子を支援しました。権力闘争に負けたことによって友達関係が切れたもので

すから、センターとしては支援がしやすくなって、本人に、そこに書いております有償体験事業というのをやらせております。これは、具体的にどういうことかと申しますと、本人に時給500円分のお金を与えてある施設の掃除をさせます。1人でさせるんじゃなくて、私も一緒に行って掃除をします。そうすると、その子が持っている特性あるいは社会性、コミュニケーション能力といったものが、掃除をすることによって、だんだん分かります。だいたい2週間やるんです。その2週間やったのを見て、この子はハローワークへ連れていけば就労につながるのか、あるいはセンターが持っている協力事業所の方にお願ひすべきなのかということ判断します。判断をして、この子はハローワークでは無理だろうということで、協力事業所である水産物の加工会社に連れて行って、そこで最低賃金でいいから雇って欲しいということで、その代わり協力事業費1日3000円は差し上げますんで、何とかしていただきたいというようなことで、その子の特性なりなんなりを情報提供して就労に結び付けるということなんです。

15歳から17歳の間のところの就職口というのは、島根県のたとえば26年度ですと、正規雇用というのは1人しかありません。県全体で1人ほど求人がある、他はありません。だから、この子どもたちに対して言うのは、18歳まではバイトで頑張ろうや、バイトで頑張りがながら18歳になったら免許取って、それから就労しよう、ハローワークに行こや、ということでやっております。まあそういうようなことをしながら、就労支援をやっています。

問題行動で来る子というのは、エネルギーがありますから、比較的就労がしやすいです。本当に本人が就労しようと思えば、たやすく就労につきます。難しいのは引きこもりの子です。全く社会性がありません。コミュニケーション能力がない。力がないです。そのために、問題点のところに書いてあるんですけども——問題行動系の子も含めてであります——、就労には一般就労と障害者雇用があって、先ほど言った男の子がいきなり一般就労につきます、といって障害者雇用には行きませんので、やっぱり、中間的就労という言葉が耳にされておると思いますが、ここが必要なんですね。先ほど言いましたような、掃除をするような場所、あるいは下塗り屋さんのような所、そういう所が必要で、そこで職業訓練のようなことをやって、一般就労につなぐということが必要なわけです。

もう1つは学習支援をやっています。高校へ行ったけれど中退してしまった、あるいは中学を卒業して進学しなかったんだけどやっぱり高校行きたい、という子どもが必ずあります。ほとんどの子どもがそうです。やっぱり高校に行けばよかった。そういう子どもたちをセンターに呼び寄せて、指導員の中に教員のOBの方がおられますから、その方いわゆる学習計画を組んでもらって、島根大学の教育課程の学生さんに支援ボランティアという制度を利用して学習支援をしていただくということをして、今年の3月に4人の子どもが高校受験を目指しております。そういうようなことをしながら、困難を抱える子ども・若者に何とか社会的に自立していただくということで、頑張っております。以上でございます。

田村：ありがとうございました。以上、4人の方に、発表していただきました。

ディスカッション

高知家の子ども見守りプランについて

田村：それではよろしいでしょうか。最後のディスカッションを始めたいと思います。最初にお断りですが、高知の井奥さんは飛行機の都合もございまして、5時にはお帰りになりますので、最初は高知県の——今回全体のメインでもございます——高知家の子ども見守りプランを中心に、まず話をさせていただきたいと思います。まず、基調

講演者のうち井奥さん以外の安田さん、あるいは他のパネリストの方々に、この高知家の見守りプランについてお聴きになって、何か印象を持たれたり、あるいは質問があったりするかもしれませんが、そこから話をしてみたいと思います。いかがでしょうか。まず安田さん、いかがですか。

安田：それでは、コメントをさせていただきます。私も、昭和の時代に高知で1年間勤務をしていたことがございまして、少年課を担当していたわけではないのですが、非常に懐かしく感じるところでございます。高知のご発表は、——まさしく私どもも説明させていただいた中でも、困難を有する子ども・若者の支援について、年齢のこと、あるいは機関ごとに関連する重要性を指摘させていただくことがございましたけれども——まさに高知県の取組も、そういった意味で非行防止のための包括的取組であると高く評価させていただけるのではないかと考えております。

ちなみに、先ほどの地域協議会がないというお話は、高知のお話としては、まず子若法にある子ども・若者計画を作ってから、やりますというふうにご回答を得ていますので、全くやる気がないというのとはまことに違っています。そういえば今度、子ども・子育ての関係では、内閣府に知事にもおいでいただいて、ご一緒いただくことになっておりますので、たいへんお世話になっているということでございます。

プランの中をいろいろ拝見しているとですね、予防・入口・立直りと各段階を踏まえた施策でございますし、また年齢期に関しましても、幼児期の段階から射程に入っていると。これは、また専門の先生がたのお話があるかと思いますが、欧米の研究あるいは成田先生も指摘になりましたように、非行防止という観点から考えると、やはり、子どものとき、学齢期以前からの取組が非常に効果的だろうと思っておりますが、そういったところから、就労支援までの幅広い内容という点で、たいへん興味深いものだろうと思えます。また、行政機関以外にも、民生委員等も含めた地域ぐるみの活動という点でも、私が申し上げていた縦・横の連携というものできてくるプランかなというふうに思います。県独自の施策の見守り雇用主制度などは、予防という観点からも取り組まれている点が非常にユニークなのではないかなというふうに思ったところでございます。おそらく、特に明示はされてなかったですけども、学校での取組の中には、いじめとか不登校とかいったことも視野に入った上で、色々な非行防止策が取り組まれているのではないかなというふうに思います。

こうした取組の中で見られる困難の原因というのは、複合的でございます。そういった意味で、家庭・学校・地域において様々な背景があるということを見ると、やっぱり総合的な支援の必要性というのが本当にまた強く認識されるところで、あらためてそういった場の必要性というのを認識した次第でございます。またその観点からも、きょう私が持ってきていて皆さんに持ち帰っていただきたいメッセージは地域協議会の設置促進ということだけですので、ぜひそういうものを伝えさせていただければと思います。以上です。

田村：ありがとうございます。他のパネリストの方、何かございますか。特になければ、それでは、質問が、井奥さんのご発表についていくつかございます。

東京都の野村さんからのご質問です。「たいへん優れた基調講演があったんですけども、この内容の中で、数値目標の設定がございました。その数値目標があり、そしてそれが達成されたという話があり、結構、全体のPDCAサイクルを重視されたというコメントがあったのですが、こういうこの数値目標の設定自体については、ご議論はなかったのでしょうか」というご趣旨でした。つまり、要するに、結果として起きた非行、——特定の犯罪についての数値ならまだ分からないでもないのですが——補導というと、ちょっと警察の活動が増えれば補導が増えたり、警察の活動が減れば減ったりする可能性もあるような数値なものですから、そういうことを踏まえていろんな議論があったとか、あるいは、もしかしたらなかったんだろうか、という形の質問でございます。この点、よろしく願いいたします。

井奥：はい。先ほどご説明させていただいた内容の中で出てきました地域ネットワーク会議というところ、これには警察

と教育委員会と行政という3者が参加しているところで、その議論の中で、この質問にありますように、数値目標の設定について色々議論があったことは確かでございます。ただ、この計画自体手作りのものとなっております、策定した計画をPDCAサイクルを回しながら、取組をより深化させていくためには、持続的・計画的な取組にならなければ、せっかく作ったものが絵に描いた餅になってしまうというふうなところで、取組を持続・継続するために数値目標はやはり要るのではないかという結論に、3者で合意したというふうになっております。以上でございます。

田村：ありがとうございます。いろいろ議論があったけれども、継続的にするにはこういう指標が必要だろうという趣旨だったかと思えます。ありがとうございました。

それから、当研究所員からでございますが、「高知県の取組についてたいへん詳しくご説明いただき、ありがとうございました。メッセージで、ポスターや声掛けで子どもに発信を強化するという説明がありましたけれども、子どもたちに届くような工夫とございますか、そういった点は何か意識されて取り組まれていることはあるのでしょうか」。割と子どもってというのは、伝えようとしても簡単に伝わらないっていうのがよく現場でも話を聞くのですが、その辺どうなんでしょうかという趣旨だと存じます。

井奥：この部分につきましては、今日の私の説明では、民間との協定に基づく官民共同の取組という所をすごく強調した部分があったかと思うんですけども、実際のところ、学校現場の方には、教育委員会と私ども地域福祉部の方が共同でリーフレット、万引き防止や深夜徘徊防止の問題についてのリーフレットといったものを、小学校低学年・中学年・高学年向けのものを作りまして、児童・生徒ならびに父兄の方に、それを使って、学校学習の中では総合学習中の時間を使って子どもたちには先生から直接説明していただく、また、学期末の面接で親の方にそういう趣旨の徹底を図っていただくというふうなことをしてまいりますとともに、特に万引なんかについては、今の若い父兄の中には、危機意識というかそういう非行の深刻化につながっていく、ひいては家庭の崩壊にもつながりかねないということについての認識が、世の中の世情から希薄になっているという面もございますので、親育ちというふうな形で、就学前ならびに就学後の親への教育というようなことを学校現場の方で強化しているというふうにさせていただいております。以上です。

田村：ありがとうございました。親育ちということも含めて、伝えるんだという趣旨だったと思えます。

ちょっと話は違いますが横浜の児相の岡さんからですが、「少年非行の指数が全国に比べて高いというのがあって——もちろんこれ今改善されつつあるんですが——、地域特有の事情があるということも含めての分析みたいなのはされたのでしょうか?」。7つの具体的な取組方針を決められたわけなんです、地域特有の事情があるからこうだとか、そういうものも何かあったんでしょうかという趣旨です。

井奥：これ先ほどいただいたんですけども、地域性というふうなところまで、その分析までは。たとえば、自殺の問題なんかですと、本県の中で中山間地域のようなところで、非常に独身男性が多いということで、高年齢の50歳以降の中山間における男性の死亡率が高いというのが、分析上知られているんですけど、この非行の問題について地域性というのは、特にそういった面で、どの地域が非常に非行率が高いとかいったようなことはないんじゃないかと思えます。ただ心配されるのは、——これ余談になりますけど——全国の方が高知の方に観光なんかに来られたときに、夜の街に出てこられたときに、そういうところに子どもさんを連れて行く父兄がいらっしゃいますねというのはお聞きしたりしますんで、ちょっと大らかすぎる、先ほどの親育ちの件ではありませんけれども、そういう面ではちょっと心配な面がありますけれども。ちょっと地域性というのは、はっきりとは分かっておりません。

田村：ありがとうございます。また高知全体としても、親育ちの必要性があるようなところが結構強調されるという趣旨でしょうか。

井奥：それは、そういうところもあります。

田村：重要な分析であったとお聴きました。

もう一方、横浜の児相の清水さんからののですけれども、「たいへん貴重な講演をありがとうございます。少年サポートセンターに児童福祉司と児童心理司が配置されたということになっています。多分恐らく非常にまれじゃないかと思うのですけれども、まず身分というのはどういうふうになっているのでしょうか」というご質問です。

井奥：こちらの方が公安委員会の定数になると厳しいということで、トップの判断で地域福祉部の定数として、うちの部から公安委員会の方に派遣して、その形でもってサポートセンターの仕組みに入っているということで、業務に従事させていただいておることです。その結果として、それがまた、その少年サポートセンターにずっといるわけではありませぬので、そこでの経験が、将来的にはまた児童相談所なり別の施設で働くときに生かされるんじゃないかというふうな形で成立しております。

田村：ありがとうございます。非常に思い切ったといいますか、そうされたんですか。

引き続き、この方、清水さんからのご質問ですけれども、「無職の少年についての就労支援。——中3の場合は無職とは言わないのですが——中3ぐらいの子どもと高校生年代では、いろんな意味の支援が異なってくると思うんですけれども、無職状態の少年のポイントについては、何か年代層別にお考えのことがあるのでしょうか」というご質問です。

井奥：このご質問もこのとおりだと思います。進学を希望される方については、4月から施行になります——今モデル事業でやっておりますけれども——生活困窮者自立支援法の方の学習支援事業で取り組みを進める。その一方で、中学生の進学を希望される方については、放課後の学習指導というふうなこと。この2点を検討してもらって、進学を希望されるお子さんについては取組を評価しております。来年度から本格的にやります、この就労支援の取組については、中3生で進学を目指さない子をターゲットにした取組に重点化していきたいというふうに考えております。また、復学とかそういうものを希望される方についてはこのサポートステーションもございますし、色々な分野で、ちょうど作りました——私説明しましたところの——就労支援連絡会議の方も様々な関係機関の方々に入っておりますので、そちらの方で情報共有を図っていきたくて考えております。

田村：ありがとうございます。それからもう1つ、続けての質問で恐縮でございますが、「子どもと保護者に、関係機関の支援をどうやって理解してもらっているのか、ポイントとしては何かあるのでしょうか」というご質問でございます。

井奥：先ほどのお答えと重複するんですがございますけれども、今現在——課長に聞きますと——2件ほど、具体的にそういう就労体験講習をやってみたいという事例が挙がっているみたいです。その事例の背景をお聞きますと、就労支援連絡会議の活動を学校の先生が情報を入手していただいて、こちらのほうについてやってみたい、というふうなことになります。今現在は、先ほどの基調講演で説明しましたように、見守り雇用主の名簿登録作業をしておりますので、その名簿が作成次第、連絡会議の方で情報共有を図り、積極的な活用を図ってまいりたいと。もちろんご質問にありますように、関係機関に情報提供するのが非常に重要になってくるんじゃないかというふうに思います。

田村：ありがとうございます。まだ他にもあるのですが、やや総括的な質問かもしれませんが——これ質問者の名前がないのですけれども——、「数値目標を達成している要因について、どういうふうに分析・体感されているのか」。まあ、厳密な分析はまだなんでしょうけれども。というのは、ちょっとこの質問者の趣旨かどうかは分かりませんが、先ほど私どもの所員の成田が説明したと存じますが、発達の・予防的な取組というのはふつう即効性はあまりないと言われてまして、たとえば街灯を暗いから明るくすればそれはすぐ翌年から犯罪は減るんでしょうが、今回の取組というのは翌年すぐ成果が出るかどうか、もっと時間がかかるような取組が相当メインのように感じられるかもしれませんが、そうは言いながら、現実には数値目標は達成されているということについては、イメージ的なものでも結構

なので、何かお答え願えればと思います。いかがでございますでしょうか。

井奥：所長のお話にもありましたように、すぐに何かの結果が出るというよりも、ずっと引き続いて継続して取組をやっ
ていかなければならない問題だと認識をしております。ひとつ今回の取組をスタートするにあたり、3者の連携を図
りながら、対する検証を四半期1回ごとにやっていくことになっていまして、特に感じたのは、行政と地域、教育面
と地域というつながり・連携が、あらためて再認識されたのだ。最初の段階ではやはり、民生児童委員さんなんかも、
学校とは疎遠になっているというような実態があり——それは地域性があるみたいなんですけれども——、そういう
部分についてちょっと抵抗感とかあるのかなあと感じてましたけど、比較的、まあうちの課長以下、県下の各小学校
や民生児童委員連絡協議会などに行って、好意的に迎えられということがあります。あらためて、地域の人たちの
地域とのつながりが希薄になったとか色々言われていますけれども、意外と高知県はそうでもないのかなというふう
なことは、ちょっと好結果というか持続的な取組につながっていくいい土壌がまだ残ってるのかなということ再認
識してます。

田村：ありがとうございました。色々な意味で地域と連携が深まっていくということも、それも結果につながっていく要
因ではあると思いますし、また、そういう意識が表に出たのかもしれないし、また、それが同時に長期的にも出
ていくでしょうし、いずれまた検証されていくだろうというふうに思いました。

子ども・若者支援地域協議会のグッドプラクティス

田村：さて、ずっとお一人にお聴きしてきましたが、時間の関係があったので、先にそういうふうにさせていただきました。
これからはごく普通にさせていただきたいと思えます。質問への対応があるのですが、安田審議官に当大学の職員
からの質問の1つなのですが、「子ども・若者支援地域協議会について現場の実践されていることの中で、特にこれ
は非常に優れた取組ではないかと——内閣府があまり実感できるかどうかは分かりませんが、今までの報告なり資料
なりを見て、ああ、こういうのが本当に支援地域協議会を作ってよかったなあというの、先ほどお時間の関係で
言えなかったのかもしれませんが——、何か例みたいなことを言っていただけると、分かりやすいんじゃないか」と
いう趣旨の質問がきておりますが、いかがでございますでしょうか。

安田：色々な地域における地域協議会の実践のグッドプラクティスのいくつかについては、「子ども・若者白書」などに
も取り上げておりますので、また何かの機会にご覧になっていただければと思います。

それ以外に、私自身が直接色々お話を伺ってる中で——これが絶対に成果のある取組なのか、ナンバーワンなの
かと言われるとよく分かりませんけれども——、1つは——ここにはいらっしやらない県なのですが——佐賀県での
取組というのが、ちょっと注目している部分があります。佐賀県の武雄市が拠点なのですが、谷口仁史さんという方
がいて、NPOでスチューデント・サポート・フェイスというのをやっているんです。この方はもともと大学で教育
学をやっていて、きっかけになったのは——この方自身なのかどうかは分かりませんが——、家庭教師をやっ
ていたその家庭の中で、実は家庭教師で教えてる分にはいいんですけども、学校の中ですごく暴れる子だったよう
でして、その話をずっと聴いてると、両親もいい人のように見えて、家庭や経済的にも問題のないようなふうに見な
がら、実はこの子は結構虐待を受けているということが分かって、というような原体験がありまして、そういう中か
らご自身でNPOを立ち上げて、色々な困難を抱えている子どもの学習支援ということを始められたんですね。そう
いうことやっていくと、やっぱり単に学習の支援だけではなくて、学習に色々な問題を抱えている子の中に、様々な
背景で色々な困難を抱えている、家庭だけではなく色々な問題を抱えているというのが見えてくる。そういう中から、
色々な機関とつながりながら、そういった問題に対して取り組んでいくということを始められた。

今は、佐賀県——県レベルだったと思います。ちょっとすみません。私も、ご質問をいただくつもりでいればもう

ちょっと準備してたんですけども——、佐賀県の地域協議会だと思います——都道府県レベルなのではないかと思えますけれども——そこで指定を受けて地域関係を作っておられて、その中のまさに中核的な指定支援機関になっている。民間団体になっているということなんですね。先ほどの話ではないですけども、民間団体ですから守秘義務という面もありますけれども、そういった地域協議会の構成員ですから守秘義務も当然かかっているということで、やっておられる団体であります。

そこで、ニート、引きこもり、発達障害、色々な問題——非行も含めてなのですが——に、ワンストップの支援をするんだという活動をやっておられて、もちろん当然1人の専門家が全て対応することはできないので、色々な所につながっていると同時に、その窓口には、できるだけ世代の近い人、20代3代のお兄さんお姉さんたち、ちょっとシニアな人たちが対応に当たるといった形でやっておられます。

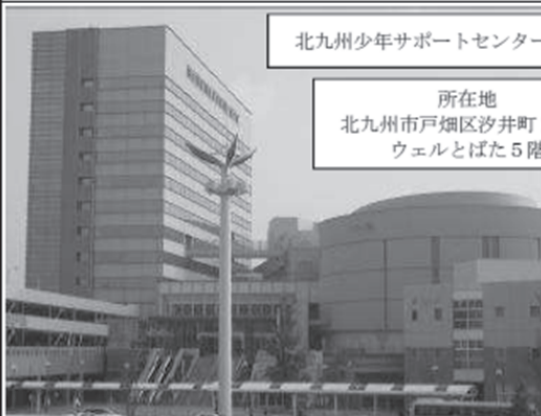
たまたま手元にあった資料を見ますと、谷口さんが事例で挙げておられるのは、たとえば一人親の家庭に所属する14歳の男子なのですけども、非常に恐喝、万引き、暴力行為などを繰り返しているということがあったそうで、ちょっと手がつけられないということで、学校の先生が谷口さんたちのNPOに相談に来られたようなんですね。そこでやっぱり養育力の問題とか、本人の性格の問題とか、あるいは発達障害の疑いがあるんじゃないかと思われていたわけなのですけども、谷口さんたちの手法というのはアウトリーチといって、現場に、家に行く、そういうことによって初めて分かるというものであります。そういう中で、やはりその背景に貧困、虐待、DVあるいは宗教問題とか親族間の金銭トラブルとか色々な問題があったようなんですね。そういった中で、本人に対する支援と家族支援ということを展開をしていったそうです。詳細は長くなりますので飛ばしますけれども、こういったことによって、複数年——2年以上でしょうけれども——かかって、経過は伴走しながら、まさに伴走型の支援ということでやっていながら、何とかこの子については自立に持っていくことができた、というような事例を聞いております。こういった多面的なアプローチというのが出来ていることによって、佐賀県全体としても——この団体の包括性だけではないでしょうし地域協議会だけの問題ではないと思えますけれども——不登校数とか若年無業者数が減少している傾向にあるというお話を伺ったことがありますので、そういったものも1つの好事例ではないかなと思っております。

田村：ありがとうございます。民間団体が支援の中心になる枠組みのときには、必須の枠組みなのでしょうね。そういうことを思いました。ありがとうございました。

就学前の子どもの親への教育

田村：それからですね、フロアに色々な方が今日来ていただいておりますが、先ほど、高知の井奥さんのお話の中で、「親育ち」と言いますか、高知の場合、親に色々教えなきゃいけないんだというお話がございました。それはおそらく、あちこちで言われることかもしれませんが、わりと組織として就学前の親への教育みたいなことを結構強調しているところが、全国ではあまりないのですが、北九州少年サポートセンターが比較的それをやっているというふうに思います。堀井さん、すみませんが一言お願いします。

北九州少年サポートセンターの概要



北九州少年サポートセンター

所在地
北九州市戸畑区汐井町1-6
ウェルとばた5階

主な活動実績（平成26年中）

- 少年相談～267件
うち電話での相談受理（160件）
来所での相談受理（107件）
- 広報啓発活動～214件
うち薬物乱用防止教室（123件）
保護者向け広報啓発（34件）

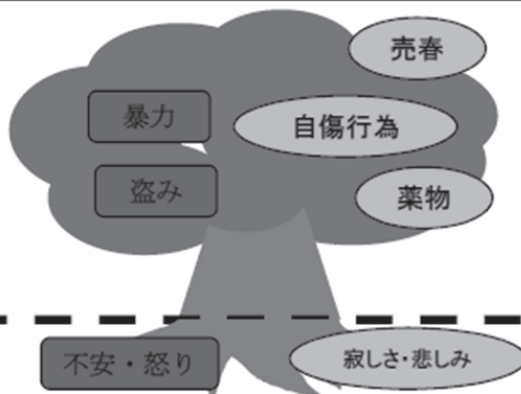
勤務員（平成27年1月現在）

警察官	2名	
少年補導職員	3名	
教育委員会指導主事兼少年補導職員	1名	合計6名

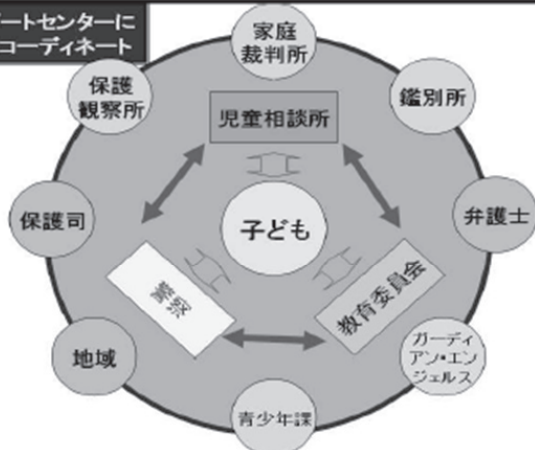
【特色①】問題行動の捉え方

盗み、暴力、薬物など、思春期に噴出する少年の各種問題行動は、幼少期に受けた不安や怒り、悲しみが根っこにあり、この部分をケアしなければ、再度、問題行動が噴出するという捉え方のもと、被害者、加害者のケアを行っている。

サポートセンターでは、少年補導職員を中心とした相談員が問題行動の根本原因を探り、原因を緩和、解消するために保護者や少年に対し、来所相談のみならず、家庭訪問など機動力を活かした立ち直り支援を行っている。



サポートセンターによるコーディネート



【特色②】他機関連携

北九州市児童相談所及び少年サポートチーム（北九州市教育委員会の出先機関）と同一フロアに所在し、かつ、教育委員会から教頭職の現役教員の派遣を受ける等、人的、物的交流が活発で、関係機関と警察が連携する上で橋渡しの存在となっている。

その他、個別のケースにおいて、関係各機関と効果的な立ち直り支援を行うための行動連携を図っている。

（例）少年審判への立会い、保護観察官との協同面接、調査官や弁護士に対する広報啓発活動など

【特色③】非行の予防教育

非行を犯した少年の立ち直り支援のみならず、広報啓発活動（非行の予防教育）にも力を入れており、特に、児童生徒向けの『薬物乱用防止教室』、非行の予防には幼少期の関わりが重要であることを再確認してもらうことを目的とした保護者向けの『チャイルドケア講演』を中心とした広報啓発活動を行っており、内容については、“脅し教育”ではなく“自尊感情を育む内容”であることが特徴である。

また、かつて継続支援活動を行った少年自らの言葉で非行の背景を訴える関係機関向けの広報啓発活動を行い、非行問題への理解を深める効果を挙げている。



堀井：斎藤先生に対抗して、立ってお話しさせていただきたいと思います。私たち北九州少年サポートセンターの活動の中で、予防という視点で広報活動を、保護者に向けての講話を繰り返しているんです。成田先生の話でも予防で1次・2次・3次というのがあり、高知でも「入口」というのがあったんですけど、この中で、サポートセンターの予防というのは、ただの規範意識の醸成であるとか現状を伝えるための脅し教育ではなくて、保護者の方が聴いた後に「最近の子育てって怖いわ」とか「福岡県って怖いわ」とか言いながら帰る講演ではなくて、じゃあなぜ子どもたちが盗みをしてなぜ子どもたちが問題行動を起こしてしまうのか、という背景をしっかりと親御さんに伝えていった上で、どんな家庭教育を親御さんが家庭でしていくべきなのかという、魂を揺さぶる内容の、命の大切さや親子関係の重要性を訴えていくような、内容にこだわった講演というのを繰り返しているんですね。講演の目的は、今日帰って子どもと一緒に楽しく向き合っって頑張ろうという気持ちづくりだけではなくて、その講演を聴いて「うちの子はこういう問題を起こしているんだけど、ちょっと聞いてもらおう」と、集団へのアプローチから個別化を図って、そこから実際の相談につなげて、できるだけ早く早期発見・早期介入の機会に講演そのものを生かしていくことまで目指して、講演活動を行っているんですね。

田村：ちょっとそういう部分じゃなくて、僕が言ってるのは、もっと就学前の子どもの親を対象にしていることを中心に言ってほしかったんです。

堀井：はい。就学前の子どもの親に関してですね。保育園・幼稚園の親御さんを中心に、チャイルドケア活動とって、広報を親御さんに向けてやるんです。幼稚園・保育園の親御さんというのは、思春期に起こす問題が、乳幼児期に関連しているということがイメージできてない方が多いですよ。なので、思春期の問題が乳幼児期の親子関係に関わっているんだということを中心に親御さんに講話をしていくことで、そこから相談につながるという活動になります。

田村：ありがとうございます。すみませんでした。言いたかったことは、高知のプランの中の包括性について、一番最初のスタートって、おそらく何の非行もない子どもたちなんだけれども、一般的な規範を教えるというのが出ていたんですが、実はその、規範の前に、規範よりも命の大切さだとか、そういうところがまず前提にあるんじゃないか、という感じを受けました。その点も、高知で参考にしていただければと思った次第で、今日は井奥さんがおられる間に話してもらいました。

横浜における学校・児童相談所・警察の連携

田村：それから、高知でも色々な連携の強化をされている。それに関連して、阿部さんから、学校・児童相談所・警察の連携についてのものを、少年サポートセンター——各県では少年サポートセンターと言いますが、神奈川では少年相談・保護センターという名前が付いております——の視点でお話しいただきました。でも当然、パートナーである学校側・教育委員会側はまた別のご見解かもしれませんので、今日はたいへんお忙しい中、横浜市の教育委員会人権教育・児童生徒課長の山川さんにもおいでいただいておりますので、ぜひご発言を願えばと思っております。よろしくお祈いします。

山川：横浜市教育委員会の山川と申します。よろしくお祈いいたします。先ほど、阿部所長の方からお話をさせていただいて、教育委員会の立場でということなんですが、今日の発表の例で言わせていただくと、先ほど数字を挙げていただきましたが、学校と警察、警察と学校という、非常に健全育成に向けて情報共有が図られているなというふうに、教育委員会としても考えています。その前提として3つあるかなと思います。1つは、教育の立場といたったときに、やはり警察と連携という形になると警察に任せるのかというイメージを持たれる方が多いかと思いますが、横浜市に511校の学校がありますが、基本的には、教育という立場でどういうふうに子どもたちと接していくのか。これは、

常に教育という立場で、粘り強く関わっていかなくちゃいけないんだと。ただ、やはり社会で許されないことは学校でも許されない、ということ、どういうふうにも子どもたちに伝えていくかということが、子どもたちにとっても重要であり、その子どもたちが大人になったときのことを考えると必要ではないか。この上で、警察との連携が必要だということは、大事であるということ。2つ目は、やはり学校と警察の信頼関係が多く場面でも築かれて来ている。これは長い伝統の中でもあるかと思いますが、先ほど阿部所長の話にもありました、スクールサポーターの方の訪問であり、学校警察連絡協議会との関わりであり、やはり学校と警察の信頼関係がしっかり築かれていること。3番目は、これが一番重要だと思うんですが、それぞれがそれぞれの役割・立場をしっかりと理解してないと、これはできないということ。これがあっての、今の横浜市と神奈川県警察との連携かなというふうには考えています。連携制度の中で、小学校がかなり数がこのところ増えてきています。やはりそれは、そういった前提の中で、やはり学校と警察を支えていくための核になる先生が重要です。中学校の場合には生徒指導を担当している先生が各校に1名いるのですが、これを横浜市は22年度から全小学校に配置をしています。この先生の存在、そして小学校のモデルとして中学校があったこと。この中でしっかり連携が図られていく中で、学校側も、何より子どもたちがそして保護者の方が連携制度を使う中で大きな効果を感じたことが、非常に意義のあることだったのかなと思っています。今後も、ぜひ子どもたちのためにこの制度を続け、連携を図っていききたいというふうには考えています。以上でございます。

田村：ありがとうございます。学校の現場のお立場で、斎藤先生に、今のお話についてコメントをいただけると。

斎藤：学校と教育委員会と施策を一緒に考えていくということですけど、私は同じゴールのイメージを持って、どんな生徒を育てていきたいのかというところの思いを共有化してやっていくことが大事なのかなと思いました。今のお話も参考にさせていただきます。

田村：ありがとうございました。思いを共有するというのは、とても大事な部分ではないかなあと思います。色々な連携のときに思いを共有してないと、やっぱり変になってしまうんじゃないかなと。それから、今お話がありましたとおり、役割をしっかりと認識するということがとても大事だと思います。蓄積というのもあると思います。

なお、皆さまのお手元の資料の中に、横浜市教育委員会の方が、「学校と警察の行動連携にかかる情報提供事務執行基準」というのを、情報提供ガイドラインという形でまとめていらっしゃいます。これ自体は公表されているもので、ホームページに確か載っていたと思いますが¹⁾、こういう形できちんと基準を明確にし、かつそれを世の中にはっきり示しておくということがとても大事なのではないかと。その次の「連絡票作成における留意点」もそうだと思います。割と、警察と教育委員会その他の情報提供のもので、協定の締結自体がない、あるいは協定は締結しているけれども公開していない、協定は公開しているけれども運用基準は公開しない、というところが多くて、いずれも含めてすべて公開です、ですからどこで何があっても基準はこうなのです、というのはたいへん大事な発想なのではないかと思いました。秘密保持義務なんかの関係で——またあんまり言うと、安田審議官から、だから子若法と言われそうなので、それは言いませんが——、やっぱり基準をきちんと決めて、それを対外的に明らかにしておられるというのは、たいへん優れたものではないかと思って、ここにお付けしております。一番最後の「学校・警察・児童相談所～行動連携のために～」、これも横浜市教育委員会の方で作っておられる資料でございますので……。

阿部：ちょっと違います。これは、学警連で、学校と警察の連携に児童相談所が入ったということで、学警連で作った資料です。

田村：学警連で作った資料、これはこれでまた、ぜひご活用いただければと思います。

やや強引ですが、この学警連の学校・警察・児童相談所の行動連携の当事者であるはずですから、清水さん、いか

1) 横浜市教育委員会「児童・生徒指導の手引き」(平成21年3月)の「資料編」に掲載されている。この手引きは、同委員会のホームページで公開されている。(http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou1/jidoseito/shido-tebiki.html)

がですか。横浜市の児童相談所の所長でいらっしゃいます。

清水：横浜市北部児童相談所所長の清水と申します。きょうは本当に貴重なご講演とパネルディスカッションありがとうございます。今のお話ですが、なかなか当事者としては、今の状況からしても、学校が横浜市内では500校、警察署の方は18区にそれぞれ1カ所、また中区は何カ所かありますので、20数カ所あると思いますけれども、それと、児童相談所は4カ所しかないんですね。そうしますと、学警連の会議のところに出席をしていくというのはなかなか難しいのですが、やはり出席していったことのメリットは非常に大きくありました。それはもう、連携の素早さ、それと情報の正確さ、それからいざというときの実行対応のしかた、その3つが非常に有意義に学校・警察・児童相談所の中では働いているなというふうにとりまします。職員も少なく、その会議に参加をしていくのがなかなか難しいんですが、やはり実際には参加をして、特に相手の機関がどこまでできるのか、法律的な限界はどうか、それから実行対応がどうかということ、それぞれが分かり合うということが非常に大きなものではないかなというふうに思っております。それをもう、最近は非常に実感しております。警察も学校のこと非常にありがたいと思っております。以上です。

田村：ありがとうございます。全体のディスカッション時間はまだあるのでございますが、飛行機の関係でそろそろ井奥部長は帰らなければならないので、お帰りになる前に、今日参加されて、お話になったことも含めて、または他の方の話を聴かれたことも含めて、感想めいたことがあれば最後に一言いただければと思います。いかがでございましょうか。

井奥：今日は、パネリストの皆さんのお話、審議官からのお話を聴かせていただきまして、ありがとうございます。とくに学校・警察・児童福祉関係の職場と警察学研究所のご意見ということで、現場でいろいろご苦労されておられるお話をつぶさにお聴きしますと、これから来週以降高知に帰って、そういうことを念頭に置きながら、また自分のところの所属の現場の職員ならびに教育委員会の方に、今日聴いたことをフィードバックして、より一層少年非行の防止対策の取組を強化してまいりたいということを考えております。今日は、本当に貴重な体験をさせていただきましてありがとうございます。

田村：では皆さん拍手を。たいへんお忙しいところ、今日はどうもありがとうございます。申し訳ございませんが、どうしても飛行機の都合がありまして、ここから帰っていただくこととなります。全国に新幹線ができて、四国はなかなか遠いなと感じております。

厳しい学校の状況改善

田村：さて、それでは、他の方にもご質問。皆さんどなたに質問が一番多かったと思いますか。多分聞くまでもないんですけどね、某校長が一番多かったのですが、校長先生への質問が多々ございます。どれから行きましょうか。少年補導員の方からのご質問で、斎藤先生よろしいでしょうか。「今の中学校がよくなったことについて、校長先生の熱い思いが教職員に聞き入れてもらえて、子どもたちとのコミュニケーションもスムーズにいったのでしょうか。あるいは、そういうよくなることについて、時間というのはふつうかかるのでしょうか。あるいは、あまり時間がかからずに、そういうことは改善されたのでしょうか」というご質問でございます。

斎藤：ありがとうございます。実は私は、この片山中学校に赴任する前に、もう1校、校長として3年間勤めました。その学校の例を話をさせていただきますと、結論から言いますと、まず最初に4月1日、私が着任をして会議室に職員がおりましたところ、頭を皆垂れて、とても厳しい学校でしたから頭を垂れている。私は、学校教育目標はこうこうこうですよというふうに言おうと思って原稿を持っておったんですけども、その瞬間、「先生方、よく今まで頑張ってくれましたねえ。先生方、本当に本当におつらかったでしょう。地域からも本当にいろんなことがあって、

頭を垂れておられる。私は何の力もないんですが——そのときに一言またポロッと出たんですね——、安心してください。もう、全力で先生方を守りますから」っていう言葉を発した思い出があります。そのときに、数名の先生方が、かっ顔と顔を上げられて、涙をためてらっしゃった。あらためて、本当に報われない苦労や努力や、それから響かないという様々な職員の思いを聴きました。

管理職はやっぱり、先ほど私勢いでもう絶対規範ですよ、こうですよ、というふうに言いましたが、元気を持って明るくというところは、私ら校長は、ある意味責任と決断と覚悟を持ってその立ち位置に立つ。いつも、心の裏には辞表を持って仕事をしなければいけないというところもありますよね。しかし、職員はやはり先ほど申した宝でありますから、職員の思いをしっかり聴き入れていくというところ、そして、その後、どのような学校にしたいですか、どんなに荒れていても、「こんな学校いいですね。子どものこんな表情いいですね」とうゴールを、先ほど話したように共有して、ワクワクしながら、最終的にこんな学校をつくりたいというイメージを職員と一緒に語ってスタートするというところから始めました。そうすると、力のある先生方は、それぞれの持ち味や立ち位置で、力を合わせてくださったというところがあります。以上です。

田村：ありがとうございます。多分ご質問の趣旨には、十分伝わったのではないかとというふうに思いました。

学校現場から見た他機関連携

田村：それでは、警察政策研究センターの方からご質問ございました。斎藤先生へです。「現場で子どもを指導するお立場として、近年取組が進んでいる他機関連携の効用とその限界についてお話を伺えますでしょうか。そして、片山中学校で効果を挙げられている取組を、県内あるいは全国に広めていく上で、自治体や国にどのような事柄が期待されているのでしょうか」ということに見解を承りたくお願いします。

斎藤：本当に短い時間でお話するのはなかなか難しいんですが、他機関連携の効用・効果というものは、その最初に着任した学校では、そこで私が勤めた最後の3年間だったんですけども、6人の逮捕者、子どもの手に手錠をかけるという、そういう事案がありました。そのときに思ったのは、教育と司法の——先ほどからずっと言っていますが——ゴールをどうするか共有化していくこと、私はその垣根が全くなくて、人との出会いそれからタイミング、そしてそのときの熱い気概というか、やりきろうねというそういう部分が集まったのが、スクールサポーター、それからスクールカウンセリング、そして子ども・家庭センター、地域の学習支援——何かあったら勉強みるよ——、そして警察の連携ということで、最後にPTAの会長さんが地域の方や保護者をしっかりと支えていくよという、それらがうまく人の輪につながったときに、大きな力になっていくのではないかなということを実感しました。

限界というのは、私はあまり感じたくないなというふうに思っております。強いて言えば、そういう究極の状況になったときに、人的組織——加配といいますか——といったものが問題になるかもしれません。そのときは、いわゆるスクールサポーターさんもすぐに広島県の警のほうでパパパッとつけてくださって、ダルビッシュとマーくん級のを枠外でつけますよ、というふうに言われたんで、とっとうれしかったんです。教職員が安心して授業ができる、地域の保護者も安心していただくことができますので、原則は、基本的には効果的に破ることが原則かもしれませんね、と警察の方が言われたのがとても力になりました。

片山中学校の取組を全国に広めるなんてとてもおこがましいんですが、呉市は小中一貫教育ということ、平成19年から今8年目・9年目の取組を進めています。ご承知のとおり、文部科学省の方で、小中一貫教育を全国にきちんと位置付けていこうという取組を今されていると思います。ということは、9年間を見通して思考力・判断力・表現力を育てるということです。たとえば、先ほど絶対規範と言いましたが、小学校からずっと評価指標というのを作っています。評価基準というのはあるんですが、評価指標はさらに、こういう形だったら力がついたね、こういう形

だったら認めて褒めてあげられるね、これはいいことなんだよ、というふうに、9年間を見通して「礼節に心を込めて」というのを、発達段階に合わせて、小中の教員がその子どもの実態に合わせて指導していくという評価指標、細かいものを作って取り組んでいる。これは他県から視察にたくさん来られてて、その辺のところはお見せできるかなというのがあります。以上です。

田村：ありがとうございます。まあいろいろとあるでしょうが、斎藤先生のコピーを作って全国各地に配るわけにはいかないでしょうから、本当は、どういう形で行くのか連携の枠組みというのは大事なんじゃないかと、一般に私は思います。

保護者の規範意識の向上

田村：それでは、もう1つ斎藤先生にすみません。これ名前が分からない方なのですが、「保護者に対する規範意識の向上みたいなことについて、何らかの対策は考えられておられるのか」という質問。先ほどちょっと親育ちの話もございましたので、それはいかがでしょうか。

斎藤：そうですね。今本校では、保護者に対する規範意識の向上ということで思いつくのが、全校道徳という取組です。やはり規範意識というのは、私は道徳だと思うんですね。道徳の23価値項目を、子どもたちがきちんと授業で学んでいるけれども、道徳的価値をどのように道徳実践力に持っていかということ、親も一緒に分かってもらいたいということで、全校道徳という取組をやっています。そのときには、保護者にも来てもらって、子どもの学びやそして親の考えも出してもらおうという、そういう全校道徳に保護者に参加してもらおうこと。それから、学校だより・学年通信等で、その様子を紹介しながら、このことについて保護者の方から何かご意見・お考えありますか、と書きます。たくさん見てくださっているのはうれしいもので、たくさんご返事がきます。それをまた記載してさしあげるといって、一体化したつながりのある取組をやっていることが啓発なのかなという感じが、今思います。

中学3年からの就労支援

田村：ありがとうございます。ずっと斎藤先生のお話を聴くのもいいのですが、他の方もいらっしゃいますので、他の方にお聴きします。松江の村上さんにご質問があって、高知県の少年サポートセンターの方からのご質問ですが、「就労支援の中で、中3生だけれどもこの後確実に卒業したら進学しない、間違いなく無職になる、そういうことが分かってる子どもを、中3の段階の時点でも、既に就労支援というのは開始されるものなのでしょうか」というご質問です。

村上：松江市の場合は、中学校3年の3学期になりますと、本来学校の方で、この子どもさんのような就労希望があるような子どもさんは体験に入ります。学校がやられる体験はだいたい3日ぐらいなんですけれども、そういう就職してない仕事が決まっていない若干やんちゃ系の子どもさんについては、センターがそれを引き受けて、センターの協力事業所にお世話をし、そこで体験をさせていただきます。そこで大事なことは、やっぱり誰かが寄り添ってやらないと、本人を1人にせず、特にやんちゃ系の子どもっていうのはやる気が落ちていきますので、誰かが寄り添って同じようにして、本人ができるまで寄り添ってあげる、ということが大事であります。われわれ支援センターの職員が、可能であれば行ってやってあげる。

私の資料の最後の問題点・課題のところ、継続支援員、本当に問題を抱える子どもを理解する支援員・ボランティアがいらないんだということを挙げているんですけど、逆にそこだと思っただけです。そのところにボランティアが、その子どもを理解して子どもを何とかしたいという熱い思いを持ったボランティアと一緒にいって、やってあげるといいと思います。どうしても行政の人間だと、やることに限界がありますので、そういうボランティアの方に

入っていただいて支援をしていただくといいいのではないかなと思います。

たとえば、卒業をされてどこか就職に結び付いたとしても、うまくいかないのがほとんどです。松江市の場合は、支援中に5、6人逮捕されています。逮捕されて少年院に送られても、センターに行けば、何かまた支援がしてもらえるとこの思いがありますから、少年院を出ると必ずやって来ます。やって来て、仕事を世話してよという話になりますので、やっぱり関わり続けてやること、それを契機に関わり続けてやるのが大事ではないかと思ひます。以上です。

「関わり続ける」「関わり切る」

田村：ありがとうございます。「関わり続ける」ことがたいへん大事だという話がありました。斎藤先生は「関わり切る」と先ほどおっしゃってましたけど、その辺の話が今の「関わり続ける」に近いかもしれない。先ほど、逮捕された子どもがいて他機関連携の重要性を感じたという話がありましたけれども、おそらく会場におられる方は、その意味がほとんど分からなかったのではないかと思ひますが、先生がそういう子どもたちと「関わり切る」ということはどういうことを実践されることなのか教えていただければと思ひます。

斎藤：そういう逮捕事案があって、まず保護者の方が「学校は生徒を警察に売らんか」って言って、怒鳴り込んでこられますね。私はそれはチャンスだと思ひています。それだけ保護者の方が一生懸命子どもさんのことを思ひて、必死で訴えてこられるんですよ。「その思いは一緒ですよ」ということをまず返しながら、そして「お任せください。必ず、この子どもたちが何らかの審判が下って戻ってきたときには、保護観察でも試験観察でも少年院から戻ってきても、必ず、就職・進学は保障しますよ、最後まで関わり切りますよ」と。それを他機関連携の力を借りていくですけども、「やり切りますから、絶対に安心してください」それを言うんですね——もちろん言ったらやらなきゃいけないんですけど——、保護者の方は「そうか」っていうことで、一遍にはいきませんが、じわじわじわじわ、そうやってしなやかに怒りの液状化を図って、伝えていくようにします。それは、やり切る、関わり切るということだと思ひます。

日常的な、子どもたちが学校でワーツとなっている場合には、私は三カンとって、共感・共歓・共汗、共に感じる共感、共に歓ぶ共歓、共に汗を流す共汗というこの三カンを一緒にやっていく。たばこの吸い殻がばーっとあったときに「君たち拾いなさい」ではなくて、「君たちが吸った?」「俺らが吸ったよ」こうだよあだよ、「よし、じゃあ片付けようよ」「先生より俺らが片付けるけん」って言ったら、「何を、一緒に喜んで片付けさしてもらおう」「先生ありがとうございます」。まあ、そこも、ある意味、関わり切るなのかなと思ひております。

行政の狭間にいる子ども・若者へのアプローチ方法

田村：ありがとうございます。もう1問、東京都の野村さんから村上さんに。「行政の狭間にいる子ども・若者、たとえば中学を卒業して就職しない、あるいは高校に行って中退した、そういう子どもたちに、手を差し伸べるべき対象に、どうやってアプローチするんでしょうか、把握したりするんでしょうか」。先ほどあったような、1回かまった子はまた来るかもしれないけれども、そもそも知られないかもしれませんし、その辺はどうアプローチされるんでしょうか、というご質問です。

村上：1つは、関係機関の連携です。児童相談所であり、保護観察所であり、学校であり、警察であり、その関係機関の連携の中で、そういう子がおれば伝えていただくということです。たとえば、自立支援施設を今月の半ばごろに出た子どもを、その自立支援施設から、「児童相談所では月1回か2回呼んで指導する程度のことはできるんだけど、就労はなかなかできないので、この子を何とかしてほしい」というつなぎでセンターに回すと、こういう例がありま

す。そこでセンターが、先ほど言いました有償就労体験事業で一緒に行って、この子がどういう問題点を抱えているのか、どういうことができるのか、どういう特性があるのか、ということを見極めながら、協力事業所を利用する。児童相談所は、この子は家庭的な雰囲気があるところのどこかの事業所へ、指導した上で置いてほしい、取りあえず置いてほしい、ということでしたので、それに見合うような所を、本人は何ができるかということを見極めて、すぐお願いする。ついて行って、自信がないので2、3日ついて行ってあげて、できるようになれば依頼というようなことを、1つはします。これが関係機関の連携の中でということ。

もう1つは、松江市はサポートワーカーという制度がありまして、各学校に教員OB・警察OBの方がサポートワーカーとして入っております。何でそれが入るかという、恥ずかしながら松江市は不登校率が非常に高いんです。不登校対策は、市の教育委員会の単独事業でございまして、サポートワーカーという教員および警察官のOB22人ほど雇って、各学校に、中学校を中心に入れております。そのサポートワーカーは、家庭まで入り込んで不登校対策や非行対策を担います。そのサポートワーカーの皆さんが、ほとんど学校へ来てはいるこの子を——家庭まで入り込んでおりますから——何とかセンターにつなぐ、というふうな方法が1つ。それから、これは県の事業でありますけれども、高校生中退者対策で連絡調整員制度というのがありまして、退学した生徒をたとえば若者サポートステーションにつなぐとか、あるいは青少年支援センターにつなぐとかそういうふうな制度もありまして、そういうところからも。全部がうちが把握できるわけではありませんけれども、必要だとされている子どもを何とかつないでもらえるようにしています。

センターはこういうことをやっておりますよという宣伝をすることは大事です。ああ、センターはこういうことをやってくれるんだというのが分かってくると、つながってくるようになります。今の時期は、校長先生が、どうもこの子は危ない——危ないと言ってはいけませんけれど——学校を卒業してもう手が離れちゃったら、いろいろ問題を起こすかもしれないということで、つないでおこうという校長先生も、たくさんおいでになって、支援をするということもあります。

田村：ありがとうございます。結構、鳥根県はいろんなことやってるんだなということが、お話から伺えるんじゃないかと思います。

子どもの規範意識

田村：それから、これも同じ野村さんからのご質問ですが、「規範意識向上というのは——あるいは斎藤先生からのお話でございました絶対規範かもしれませんが——、規範意識というものについて、どういうものをやらせるのか」というご質問。まあ、今は、ある意味でとても規範意識は高いじゃないか、昔に比べてずいぶん子どもの規範意識は高いのではないかっていう、逆な見方をする専門家もいらっしゃるようです。今の若者——おそらくいつの時代も若者の規範意識は高くないみたいに言われるんですけど——、今の時代は案外高いのではないかと言う方々もあって、それが結果としても非行を実際に下げているかもしれません。規範意識をめぐる現況ついて、従来と何か違った要素があるのか、あるいは変わらないのか、それを含めて斎藤先生と阿部さんに一言ずつ何か言っていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

斎藤：私は、規範意識というのは、先ほど出ましたように、やっぱりこれは道徳の価値項目なのかなあと考えています。たとえば、正義とか、公正とか。規範意識が低い高いということよりも、今の子どもたちには——というか全体的にもそういうところがあると思いますけど——、意識と行動のずれというところがありますよね。分かっちゃいるけど、注意をすると「分かってるよ」と言いながら、でも行動が伴わない。それは、規範意識はちゃんとあるんだけれども、道徳に結び付けて言えば道徳的価値というのが規範意識というふうに考えれば、絶対規範というのをあえて線引きす

ると、これは道徳的実践力なのかなあというふうに思っています。学校の中では、道徳的実践力をもろんさまさまな場面で、——いわゆる理論的に言えば論ずるよりも行動しなさい、もっと平たく言えば、いろいろぐだぐだ言うよりも実際の行動で示してごらん、というのが、論理実証主義・行動理論というのがあるんですけど——、それを子どもたちに体得させてやるのが、私は絶対規範だと思います。先ほどのように、がんじがらめ、締めつけるのではありません。子どもたちが主体的に、こういう行動を取ると、こういうふうに自己有用感や効力感が生まれるんだなあ実感できるのが、私はある意味で絶対規範の求めるものであるというふうに考えています。

田村：ありがとうございました。阿部さんいかがでしょうか。

阿部：私たちがやっている非行防止教室でも、規範意識というのを出していたと思うんですが、非行防止教室で教えているところは、まず——斎藤先生からもありましたけれど——一人一人がかけがえのない存在なんだということを意識してもらって、その中で、社会には法的なルールがあって、やっていいことと悪いことがあるのだけということを実感として分かってもらう、そして、その判断力だったり——今おっしゃっておられたことと同じなのですが——それを守る力というか、やらない力というか、それを心の中に頭の中に入れていく中で、最終的には自分を守ることになっていくんだよ、っていうことを伝えていってると思っています。ただ、規範意識の高い低いというのは、ちょっと比較対象がよく分からないので答えられないんですけども、実際には、しっかりと判断力があって、ルールが分かっているお子さんが結構いると思います。非行防止教室をやっていく中で、そういう子たちにはそういうことが強化されていきます。中には、万引きに誘われて、ちょっとならいいんじゃないのって揺れている子どもや、家庭的な背景やさまざまなことで心が弱っているお子さんがちょっとぐらいならいいんじゃないかって誘いに乗ってしまう子などもありますので、そういう子たちに対しても、やっぱり万引は犯罪なんだということを、きちっと入れていくのを教室が担っているんじゃないかと思っております。

包括的非行対策の「包括性」

田村：ありがとうございました。それから、成田先生に、神奈川県警の西谷さんからのご質問ですが、「包括的非行対策というのは、何に対する概念なんですか」、従来の非行対策も、発達理論とか環境要因の予防モデルみたいなことは一応いわれてきたんですけども、包括的というのは何をもちょう包括的と評価するのか、何が枠組みと考えられるのか、というご質問です。

成田：はい。ありがとうございます。包括性に関しては、3点ない4点が従来から指摘されています。1つは、少年非行問題に関わる全ての段階について関わること。1次予防、2次予防、3次予防を含む。それから、第2に、非行進度が異なる全ての非行少年を対象としている点。また、第3点として、多様な問題に対して多様な関係機関・団体が連携して対処に当たる点。第4点として、これらの機関や団体における資源を持ち合って対処する。これら4つの点で包括的な対策が大事だといわれてきています。

ご質問いただきましたのは、神奈川県警の西谷さんだと伺っておりますけれども、横浜は、この多機関連携がすごく進んでおりますので、去年研究所としても現地調査に向かわせていただきました。この包括的な対策というの考える上で、わが国の特徴について若干補足しておきたいと思っております。アメリカの場合には、司法省でこの包括的戦略というのが実施されておりますけれども、その場合、継ぎ目のないシームレスな対策を考える、予防と段階的なサンクションを考えるという点に、わが国と若干違う点があると思っております。わが国の場合には、少年法に基づくフォーマルな正式の処分といいますと施設への収容か否かという限定された選択肢しか用意されておりましたが、実際にはかなりの割合で審判不開始ないし不処分になっており、家庭裁判所は段階的な措置を講じられないという特徴がございます。この点は、アメリカの場合には、有罪答弁guilty pleaの制度が少年に対しても利用されております。

わが国の場合には、この有罪答弁がないので、家庭裁判所に代わって警察が、学校や地域社会と協力して少年に種々のサポートを展開している。この点が、わが国の多機関連携の特徴かと思います。

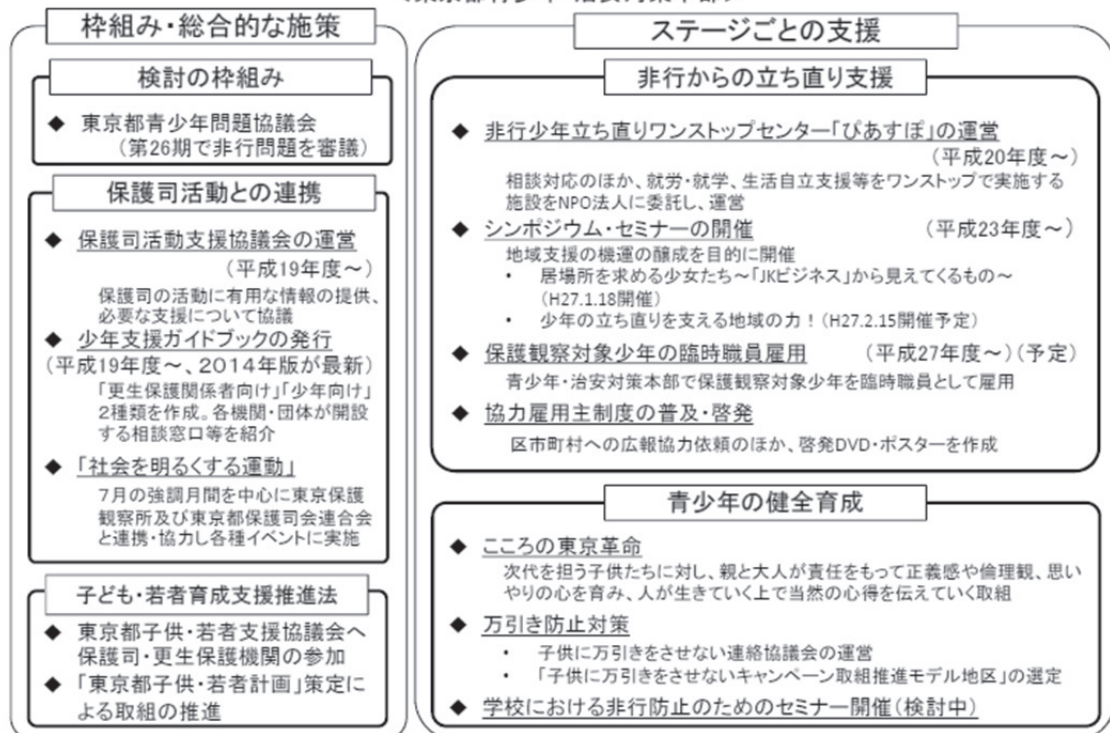
田村：ありがとうございます。警察がというより、警察を含めて、地方自治体の機関が担っているのが特徴なのではないかと思います。逆に、今日のお話は、基本的に都道府県・市町村という自治体を中心になって、いままでの少年法の枠にないことを色々やっているということの紹介が多かったように思います。

東京都・北九州市の取組

田村：大体質問はひとつお終わったのですが、日本一を目指す上で、今日の資料の中に1枚、東京都から自分のところでこれをやっているというのがあります。全部を説明してくれとはとても言えませんので、1つないし2つだけ、これはお薦めします、あとで皆さん見てください、というものがあれば言ってください。野村課長、お願いします。

野村：東京都青少年課長の野村でございます。よろしく申し上げます。先ほどの質問にからんで、規範意識についてお聴きしたことは、青少年健全育成というときには、よく規範意識の向上という言葉が言われまして、講演会をやってみたりとか色々やっております。ただ、行政としましては、やはりそれに向けた施策を打てば、それを一度評価しなければいけない。じゃあ、規範意識の向上は何をもって測るのか、というのが、ちょっと今当課内で話題になっておまして、それで結局それは何なのかというのが分からないので、ちょっとお聴きしたところでした。

東京都の非行防止・再非行防止に係る取組 ＜東京都青少年・治安対策本部＞



野村：お配りしました資料の関係ですけれども、東京都では、左側の保護司活動との連携というのが1つの大きな枠組みでございます。非行防止や非行少年の立ち直り支援という意味では、保護司さんへの協力ということに力を入れております。それは、東京都青少年問題協議会での答申を受けてなんですけれども、やはり保護司さんは地域で孤軍奮闘しておられるということで、平成19年から保護司活動支援協議会というものを運営して、これは基本的に行政内での連携なんですけれども、保護司さんを含めて行政の様々な機関が参加し、使える資源についての情報提供等を行っております。それに関連して、『少年支援ガイドブック』というものを発行しまして、相談窓口等を冊子にして、使っていただきやすい形で提供しております¹⁾。それ以外に、やはりこの青少年問題協議会での答申を受けて行ったものとして、右側の一番上にあります「非行少年立ち直り支援ワンストップセンター」の運営というものもございます。先ほど、伴走型の支援でありますとか、色々とお話ございましたが、東京都で1つのNPO法人に委託をして運営しております。そこではワンストップでして、居場所の提供であるとか、就学・就労支援等々、相談対応等を行っております。これ、1つの売りではございますが、平成20年度から開始して6年間で計65人を支援して、平均1人当たり35カ月間支援しております。そのうち、支援を卒業した人は20人ほどなんですけれども、これを6年間ぐらい運営してきて見えてきた問題点というのは、結局、卒業というのがないというか、何をもって支援を終了するのか、まあ行政なんでどこかで切らなければいけないんですけれども、いったん就労してもすぐ辞めてしまう、就学しても止めてしまう。そういうときに、伴走型は素晴らしいんだけど、どこまでやるのかということが非常に問題となっているところがございます。この事業については色々今検討しているところがございます。

田村：ありがとうございました。

平成27年1月19日
北九州市子ども家庭局

「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部の取り組み

1 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部の立ち上げ

本市では、青少年の非行者率が11.0人、再犯者率38.1%と、全国平均よりも高い現状を踏まえ、非行防止・立ち直りに関する施策を、全庁的・全市的な視点から検討し、総合的かつ効果的に実施するため、平成24年7月、関係機関、団体で構成する上記推進本部を立ちあげた。

2 推進本部の取り組み

推進本部では、非行防止対策、立ち直り支援、薬物乱用防止対策の3部会を設置し、関係機関、団体との連携を図りながら、実効性のある事業の実施に努めている。

(1) 非行防止対策部会

青少年の規範意識を高めるため、小・中学生を主な対象として、初発型非行の防止に向けた非行防止教室、メディア被害防止教室等を開催している。また、北九州市少年補導委員や青少年育成会等による補導、見守り活動の他、長期休業中には、深夜、青少年が集まりやすい地点を警備員が重点的に巡回、帰宅指導を行う深夜声かけパトロール等を実施している。

1) 東京都青少年・治安対策本部のホームページで公開されている。

(<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/about/pdf/poster-leafret/guidebook2016.pdf>)

(2) 立ち直り支援部会

立ち直りには安定した就労が必要であることから、本市では、協力雇用主会や保護観察所、特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構等と連携して、協力雇用主の登録拡大や協力雇用主研修会、シンポジウム等を実施している。また、協力雇用主が雇用した少年から損害を受けた場合に、100万円を上限に市が見舞金を支給する「北九州市協力雇用主見舞金制度」や市の入札参加資格審査における加点制度、顕著な雇用実績を有する協力雇用主を表彰する市表彰制度を創設した他、清掃活動や就労体験等、関係機関、団体が立ち直り支援として実施する事業への参加者拡大を図るため、市が参加奨励金を支給する就労支援制度にも取り組んでいる。

さらに、深夜はいかいを繰り返す青少年を早期に発見し、立ち直り支援につなげるため、深夜22:00から7:00に開所し、青少年への声かけや相談対応等、立ち直り支援を行うとともに、緊急時の一時避難施設としての役割も担う北九州市青少年支援拠点「北九州ドロップイン・センター」を運営している。

(3) 薬物乱用防止対策部会

危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用を防止するため、薬物乱用防止教室を学校や地域団体を対象に実施している他、県や警察、薬剤師会等と連携を図り、薬物乱用撲滅キャンペーン等を企画、運営している。

また、危険ドラッグに関する各種問い合わせを受ける専用電話を開設し、正しい情報や知識を提供し、健康被害防止に向けての注意喚起を行うとともに、健康被害や販売店舗に関する情報収集を行っている。

さらに、薬物乱用防止の機運を地域から高めるため、小倉及び黒崎地区において、地域団体自ら、危険ドラッグ販売店舗（現在は廃業）周辺のパトロールや撲滅キャンペーン等を行う「危険ドラッグ撲滅地域モデル推進事業」を実施している。

田村：今日の配布資料の中に、北九州市の行われている推進本部の資料がありまして、その（2）立ち直り支援部会のところに、協力雇用主の見舞金もあるんですが、その後、深夜徘徊を繰り返す青少年の立ち直り支援のために、午後10時から午前7時まで開設をするという北九州ドロップインセンターの話が載ってました。興味のある方はホームページ¹でご覧いただければと思います。

最後に

田村：全体、間もなく終了時間となりました。これで終わるのでございますが、最後に、シンポジストの皆さまから一言ずつお話を伺ってまいります。では、こちらに近い方から、安田審議官からどうぞ。

安田：田村所長からのお声掛けをいただきまして、今日は参加させていただきまして、いろいろお伺いをしてまいりまして、やはり現場のお話がいいなと思いますか、私も現場を離れて1年ほどになっておりますので、こうした現場のお話の中で、様々なご苦労の中で何とか道を切り開いていらっしゃる皆さまの話をお聴くと、元気が出ると同時に、やっぱりさまざまな課題があるなということも垣間見えてきます。私どもも、現場でそういった子どものケアをしている人々が活動しやすいように、また子どもたちが大人に育っていくように、できる限りの支援をしていかなければいけないと総括的に思った次第でございます。やはりその中で、私ども内閣府でやってる仕事も、今、子ども・若者支援というのを私は担当しておりますが、実は私の担当している以外にも子ども関係の施策というのは色々ありまして、子どもの貧困の問題でありますとか少子化の問題でありますとか子ども・子育て制度——これはいわゆる幼保一元の新制度の問題——とかいろいろありますけれども、こういった内閣府の施策だけ考えても色々な施策があるので、こういったものをやはりきちんと繋げていかなければいけない——それぞれオーバーラップする問題がありますので——、やっていかなきゃいけないというふうに思います。たとえば、親育ちみたいなことでも、本当はもっともっ

1) ツイッター「北九州ドロップ・イン・センター」(@gaj_kita9_dic)

と小さなときといいますか、たとえば妊婦さんの段階ぐらいから、親になる方の準備というものを続けていくことによって、やはり親育ちもするでしょうし、子どもも健全に育ってくる部分もあるだろうというふうにも思いますので、そんなことも考えていかなければならないのかななんて思いました。あともう1つ、私は犯罪被害者の支援の関係もやっているんですけども、ちょっとその中で課題に思っているのは、アクセスのよさというのがありまして・・・。

田村：すみません、一言ずつ言ってください。時間がもう・・・。

安田：できる限り、子どもたちが来やすい環境をつくるにはどうしたらいいのかな、ということも考えて参りたいと思っております。

田村：ありがとうございました。じゃあ成田さんお願いします。

成田：はい。今日は実務家の皆さまとこういう催しができて、非常にうれしく思います。わが国は、少年非行の対策も含めて、世界で最も安全で安心な国の1つだと思いますが、その秘訣は実務にあるのではないかと考えております。研究者として実態調査を含めた研究を進めて、なぜうまくいってるのか、どうすればよくなるのか、ということもこれからは研究を続けて発信していければと思っております。

田村：ありがとうございました。では斎藤先生お願いします。

斎藤：薬物でとうとう自分の命を17歳で閉じてしまった子どものせりふに、「先生、中途半端に見捨てんとってや」という言葉で、それが最期の言葉でした。今日あらためて、1人の100歩より100人の1歩という言葉がありますが、ネットワークづくり、連携それから協働の重要性というのを実感いたしました。日々頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

田村：ありがとうございました。それでは、阿部さんお願いします。

阿部：ありがとうございました。私も、子どもたちは非常に傷を負いながら成長しているというふうに思いますし、拒絶をされることもありましたけれども、どこかで分かってほしい、ちゃんと見てっていう態度をしていたなということ思い出しました。また、保護者の方も、どんな状態にあってもお子さんのことを思っている親の思いというのがあって、そこに寄り添うことができたときに変化していく、という場面にいっぱい合わせていただきました。本日お集まりの方々のお話は、本当に子どもたち一人一人の幸せを願ってのそれぞれの報告だったということで、たいへんありがたく思っております。これを持ち帰ってまた、神奈川で頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

田村：ありがとうございました。じゃあ村上さんお願いします。

村上：今日はお招きいただきましてありがとうございました。今日色々お話を聞いた中で、なんだかんだで私たちが関わるケースは、だんだん重い事案が多くなってきております。でも、それを乗り切るのは、やはり支援する側の熱い思いなんだろうなということが、今日のパネラーの皆さんのお話を聴いたり、フロアの皆さんのお話を聴いて分かりました。やっぱり問題行動の子どもは、私は被害者だと思っております。親からの被害者であり、社会からの被害者である。被害者という位置付けをして、やっぱりずっと関わり続けてやる必要があるを私は思っています。ありがとうございました。

田村：ありがとうございました。以上、ちょうど時間が来たと思ったら、5分過ぎていて申し訳ありません。今日は、有意義なもののできたのではないかと思います。本当は、地元の京都府警さんに、聴いてどう思いましたかと聞こうと思っていたんですけども、時間の関係で省略させていただきます。その他、もっとご発言をしたかった方もいらっしゃるかもしれませんが、もっとご質問も——ご質問の方はほぼ回答したんですけども——全部を取り上げられませんでしたが。しかし、たいへん有意義なことができたのではないかと。少なくとも、これが全部で日本一だとは言いませんが、日本一を語るには、今日のお話がいずれも欠かせないものではなかったかというふうに思っております。

制度と人と両方の面で進めさせていただきました。本当に今日は皆さまありがとうございました。全体の総括、兼、最後の閉会のごあいさつとさせていただきます。本当に皆さん、きょうはありがとうございました。

